

平成23年9月13日から
平成23年9月14日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月13日)	
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	10
厚生文教委員会所管事務調査報告	12
請願第 1号 ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施を求める請願	15
陳情第 1号 標茶町も太陽光発電装置設置者に近隣市町村並の補助制度確立要請 に関する陳情	15
陳情第 2号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する陳情	15
陳情第 3号 放射性がれきの標茶町への持ち込みを拒否する陳情	15
一般質問	15
松 下 哲 也 君	15
林 博 君	20
深 見 迪 君	27
後 藤 勲 君	42
長 尾 式 宮 君	48
鈴 木 裕 美 君	51
報告第 9号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	54
延会の宣告	63
第 2 号 (9月14日)	
開議の宣告	68
請願第 1号 ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施を求める請願 (厚生文教委員会報告)	68
陳情第 2号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する陳情 (総務 経済委員会報告)	72
陳情第 3号 放射能がれきの標茶町への持ち込みを拒否する陳情 (厚生文教 委員会報告)	73
議案第 49号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	73
議案第 50号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	74
議案第 51号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	77

議案第 5 2 号	標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について	83
議案第 5 3 号	平成23年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第 5 4 号	平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	89
議案第 5 5 号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	89
認定第 1 号	平成22年度標茶町一般会計決算認定について	92
認定第 2 号	平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定に ついて	92
認定第 3 号	平成22年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	92
認定第 4 号	平成22年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	92
認定第 5 号	平成22年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	92
認定第 6 号	平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	92
認定第 7 号	平成22年度標茶町病院事業会計決算認定について	92
認定第 8 号	平成22年度標茶町上水道事業会計決算認定について	92
意見書案第 1 1 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	93
意見書案第 1 2 号	泊原子力発電所 3 号機の運転停止とプルサーマル計画の中止 及び北電による「やらせ」問題の徹底究明を求める意見書	93
意見書案第 1 3 号	原子力発電からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める 意見書	94
意見書案第 1 4 号	J R 三島・貨物会社の係る税制特例の恒久化等を求める意 見書	95
意見書案第 1 5 号	2012年度「公立高等学校配置計画」および「公立特別支援 学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態 に応じた高校づくりを実現する意見書	96
閉会中継続審査の申し出について（総務経済委員会）		96
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		96
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		96
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		96
議員派遣について		97
日程の追加		97
議案第 5 3 号	平成23年度標茶町一般会計補正予算	97
議案第 5 4 号	平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	97
議案第 5 5 号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 （議案第53号・議案第54号・議案第55号審査特別委員会報告）	97
日程の追加		98
意見書案第 1 6 号	平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書	98
日程の追加		99

意見書案第17号 放射性がれきを他の都道府県に移動し、焼却処分しない ことを求める意見書	99
閉議の宣告	100
閉会の宣告	100

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年 9月13日（火曜日） 午前10時01分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 請願第 1号 ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施を求める
請願
- 第 7 陳情第 1号 標茶町も太陽光発電装置設置者に近隣市町村並の補助制度
確立要請に関する陳情
- 第 8 陳情第 2号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する陳情
- 第 9 陳情第 3号 放射性がれきの標茶町への持ち込みを拒否する陳情
- 第10 一般質問
- 第11 報告第 9号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 玉手 美男 君 |

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	高橋則義君
管理課長	後藤英之君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから平成23年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時01分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
10番・田中君、 11番・熊谷君、 12番・深見君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、9月14日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の八点について補足をいたします。

一点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による有効

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

な情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者の方々のご努力によりまして、天満屋・九州電工・大塚製菓の実業団陸上チーム、日本体育大学スケート部・釧路スケート連盟・釧路地方陸上競技協会などの団体が来町し、総勢で700名を超える競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

また、中学校野球夏季標茶交流大会が管外を含む12チームの参加により開催され、本町の賑わいづくりに貢献いただきました。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

また、本町で合宿トレーニングを積んだ天満屋の森本選手においては、8月28日に札幌で行われた北海道マラソンで優勝の栄冠を勝ち取りました。おめでとうございます。今後の誘致への波及を期待するところであります。

本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、かつ、広がりを見せはじめておりますことから、今後につきましても、合宿誘致推進員の活動をはじめとする積極的な誘致を行い、質、量ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、地上デジタル放送移行への対応についてであります。

本年7月24日正午に、地上デジタル放送へ完全移行されましたが、その対応等についてご報告申し上げます。

地上アナログ放送が視聴できていたのに地上デジタル放送が受信できない、いわゆる「新たな難視」世帯につきましては、ホワイトリストへの登録やデマンド難視として、暫定衛星放送受信により、最悪テレビが視聴できない状況を回避するために国やNHK、民間放送事業者と連携協力し、対応を進めてまいりました。

また、7月24日の前後2ヶ月程は、役場庁舎や図書館にデジサポ道東の臨時相談窓口も開設していただき、相談体制の充実を図ってまいりました。

結果として、完全移行となる7月24日には苦情や相談は受理されず、大きな混乱もなく現在まで進んできたところであります。

今後におきましては、難視聴対策として、高性能アンテナによる視聴可能性調査が先行して行なわれる予定となっておりますが、早期に難視聴が解消できるよう引き続き国に対し要請を行なってまいります。

三点目は、北海道コカ・コーラボトリング株式会社との災害対策協定についてであります。

去る7月25日に、北海道コカ・コーラボトリング株式会社と災害対策協定を締結しましたのでご報告いたします。

北海道コカ・コーラボトリング株式会社は、北海道との間で、災害時における飲料水の確保と平常時の地域防災力強化のため「災害時における飲料の供給等防災に関する協力

協定」を2006年12月に締結しており、この協定に基づいて、本町との間で「災害対応型自動販売機導入による協働事業に関する協定」を締結したところであります。

この災害対応型自動販売機は、搭載する電光掲示板を通じて、パソコンからの遠隔操作により文字情報を表示することが可能で、平常時には、町から防災情報や町のお知らせなどを情報提供のサービスをするとともに、緊急時には災害情報を配信するほか、遠隔操作により、自動販売機内の飲料水を無償で提供していただけるものであります。

この度の協定では、役場、開発センター、農業者トレーニングセンターの3箇所に電光掲示板付き自動販売機を設置するほか、磯分内と虹別の両酪農センターにも災害時に飲料水を無償提供していただける自動販売機を設置していただいたところであります。

なお、9月1日に実施した本町の総合防災訓練会場では、参加者に対し、デモンストラーションとして飲料水の無料提供をいただいているところであります。

この度の災害対策協定につきましては、「標茶町災害対策土木協議会」、「標茶町災害対策建築協議会」、「北海道エルピーガス災害対策協議会」に続く4団体目であり、災害時の緊急対応におけるご理解の輪が広がることは、本町にとって大変心強いことであり感謝申し上げます。

町としましては、災害対応は行政だけでは難しいことから、民間と一体となり、今後とも災害対策にご理解を頂きながら協力体制を維持しつつ更なる災害対策の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指して参りますので、今後ともご理解ご協力をお願い致します。

四点目は、野生大麻ゼロ作戦についてであります。

8月4日に実施された野生大麻ゼロ作戦について、ご報告いたします。

今年で3回目となる「野生大麻ゼロ作戦」は、野生大麻除去対策として釧路保健所が主催し、本年は茶安別地区で実施されました。

当日は茶安別地域会、標茶町防犯協会、北海道薬剤師会釧路支部のボランティアのほか、北海道警察釧路方面本部弟子屈警察署、本町職員等、総勢80名で、3,060キログラムの除去を行いました。

町内には、多くの野生大麻が自生していることから、今後とも地域住民の協力や関係機関と連携を図りながら野生大麻の除去を行い、大麻のまん延防止対策に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

五点目は、職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況についてご報告申し上げます。

平成22年度途中における退職、採用の状況につきましては、事務職1名が3月に退職しており、採用につきましては、町立病院の看護体制の見直しにより看護師2名を途中採用しております。

また、定年退職者等につきましては、事務職3名、オペレータ2名、医師1名、保育士1名の計7名であります。病院院長には医師不足の中、非常勤医師として勤務を継続していただくこととなりましたほか、正職員については、本年4月1日をもって、教育委員

会指導主事を含めた事務職5名、助産師1名及び看護師2名の採用を行った結果、退職者8名、採用補充等が11名で差し引き3名の増となり、職員総数は266名となりました。

現在、第3期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の削減を計画しておりますが、1年次は、病院看護体制の充実により3名の増員となっております。

組織人員の見直しにつきましては、今後とも、住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、引き続き努力してまいり所存ありますのでご理解を賜りたいと存じます。

六点目は、町立病院小児科外来の診療日数の拡大についてであります。

この度、町立病院小児科外来の診療日数を拡大することとなりましたので、ご報告致します。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は、旭川医大小児科からの医師派遣により、毎週月曜日と毎月1回火曜日を加えた診療を行っております。

小児科で実施しております、ヒブ、肺炎球菌、BCG、MR、三種混合ワクチン等各種予防接種のほか、来月からインフルエンザワクチン予防接種が始まりますことから、小児一般患者の診療時間を確保するため、かねてより医師派遣元である旭川医大小児科医局へ診療日数の拡大について要請して参りました結果、来月から来年3月までの6ヶ月間、月1回の2日間の診療日数を毎月2回に拡大して頂くこととなり、診療日数は前年度より1日増の延べ6日間の増となりました。

医師派遣を頂きます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝致しますと共に、来年度の診療については改めて協議することになっており、これを機に診療日数の拡大について今後、要請して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

七点目は、平成23年度標茶町総合防災訓練についてであります。

去る、9月1日に実施いたしました「平成23年度標茶町総合防災訓練」についてご報告いたします。

標茶町総合防災訓練については、平成18年度から開催し今年で6回を数えます。毎年、9月第4週の日曜日に実施してまいりましたが、本年度は更なる防災意識の高揚を図ることから、全国「防災の日」に合わせ、昨年までは情報伝達訓練を主体といたしましたが、自主防災組織強化を主眼に本年は住民体験・参加型として2部構成で実施したところであります。

会場は、「標茶町農業者トレーニングセンター」及び「プラザゆう」並びに市街地町内会集会場で開催しております。

第1部は、水防災害警戒による住民避難訓練及び消防署員による救急活動手技訓練並びに大雨洪水に備えて土嚢を積み上げる水防訓練などを実施したところであります。

住民避難訓練の内容としましては、大型で発達した台風の接近による大雨で釧路川がはん濫注意水位をこえ、はん濫危険水位に達する恐れがあることを想定し、更に、震度6弱の地震が発生し一部交通が遮断される中、徒歩で避難する方や要援護者の移送をおこな

うため、バスにより各町内会集会所から避難所へ移送・収容したところであります。

又、水防工法については、災害対策土木協議会、消防団及び役場職員により大雨で堤防からしみ出た浸透水を抑えるため、土嚢を月の輪状に積み上げる「月の輪工法」と住宅浸水を防ぐ「住宅浸水防止工法」の2種類の水防工法を実施いたしました。

第2部では、避難所内で避難された方への炊出しが行なわれたほか、避難生活の長期化を想定した間仕切りボードの作成を昨年引き続き行い、より実践に即した訓練を実施したところです。

又、3月11日東日本大震災派遣消防署職員による活動状況の説明、避難所生活の再現ブース及び被災地写真展示ブースなどを設置し実態を見学していただいたほか、東日本大震災後における自主防災組織結成を助長するための災害発生直前直後の心構えについて、町民の皆さんに参加していただき模擬演習を実施したところです。

訓練当日は、市街地町内会および地域会の皆様の参加をはじめ、釧路地方気象台職員による気象情報の説明、NTT職員による災害ダイヤル体験コーナー、第27普通科連隊の被災地写真展示、弟子屈警察署による模擬訓練、炊き出しを実施していただいた標茶町赤十字奉仕団など各関係機関のご協力をいただくなど、総数300名の参加のもと訓練を実施いたしました。

また、同日、阿歴内地区においては、地震対策として情報伝達訓練が行われたほか、虹別小学校では避難訓練がそれぞれ自主的な取組として実施されております。

本町では、東日本大震災を教訓として、今後も地域住民による自主防災組織の拡充を図りながら、住民の生命と財産を守り安全・安心の町づくりを推進して参るところであります。

最後に、ご参加いただきました多くの町民・町議会の皆様をはじめ関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

八点目は、安愚楽牧場に対する緊急取組についてであります。

新聞報道などでご案内のとおり、本町内に安愚楽の直営牧場があり、また、預託農家も多い安愚楽牧場が経営破たんしましたが、この間の緊急的な取り組みについてご報告いたします。

8月2日の債務調査開始の新聞報道を受け、情報収集を開始するとともに、総合振興局をはじめとする関係各所に家畜の保全を中心とした要請活動を行うとともに、8日には役場庁内連絡会議を開催し情報の共有と当面の対策などを協議しています。

また、家畜の引き取りも行われず、飼料代金を含む預託料が支払われない中、数戸の預託農家において在庫飼料が底をついてしまう状況にあったことから、JAと連携して牧草ロール150個の提供を行ってまいりました。預託料につきましては、その後、12日から14日分ずつの前払いが実行され、えさの枯渇という最悪の状況は回避されたことからJAが用意した150個は提供を留保しておりますが、酪農を基幹産業とする町として、牛を餓死させることは大きなイメージダウンにつながりかねず、それだけは避けなければなら

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

いとこの強い思いをJAとも共有したなかでの措置でありますのでご理解をお願いします。

9月6日には、民事再生手続きの開始が決定されたことから、財産処分が逐次進められることが考えられますが、預託農家や牧場従業員だけでなく広範に影響を及ぼすものと推察しており、今後も情報収集を行いながら必要な対策、対応を関係機関とも連携しながら行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成23年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下五点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、平成24年度から使用する「中学校の教科用図書の採択結果について」であります。

採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年6月1日に管内5町1村の教育委員会で構成する第13教科用図書採択地区教育委員会協議会を開催。協議会内には専門組織として調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その結果報告を踏まえながら、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて教科ごとに一種類を採択する協議を行い、8月11日開催の協議会において各教科用図書の採択決定がなされました。

協議会の協議経過等については、定例教育委員会において報告を行うとともに、8月26日開催の第2回臨時教育委員会で採択結果を報告したところであります。

なお、採択された中学校教科用図書の発行者は、国語、書写、社会の地理、歴史、音楽、英語が教育出版株式会社。社会の公民、数学、理科、保健体育、技術家庭が東京書籍株式会社。地図が株式会社帝国書院。美術が日本文教出版株式会社であります。

二点目は、児童・生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

はじめに、各スポーツ少年団が地区大会で優秀な成績を収め、全道大会出場を果たしました。

柔道スポーツ少年団は、7月24日北見市で開催の「マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に12名の選手が出場。9月11日は、紋別市で開催の「第49回全道少年少女柔道大会」に16名の選手が出場し、中学生を含む学年別で構成する「団体女子の部」で見事初優勝を果たしました。また、個人女子「小学生高学年の部」で、標茶小学校5年藤本安理さんが第3位入賞いたしました。

野球少年団は、7月29日から札幌市で開催された「第40回全道少年軟式野球大会」、および8月27・28日には「2011ファイターズ・ジュニア王座決定戦」大会に小学4年生から6年生の20名の選手が出場、ミニ・バスケットボール少年団は、7月29日から7月31日に

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

釧路市で開催の「第23回ミニバスケットボール北海道ブロック大会」に15名の選手が出場、陸上スポーツ少年団は、7月17日、18日函館市で開催の「第29回北海道小学生陸上競技大会」に12名の選手が出場、剣道スポーツ少年団は、7月17日、18日旭川市で開催の「第60回北海道少年剣道錬成大会」に4名の選手が出場いたしました。

今回、各少年団が全道大会出場を果たし、大いに健闘し、次の大会へつなげる成績を収めたものであります。

一方、中学生においては、7月16日から18日に知内町で開催の「第28回全日本少年軟式野球北海道大会」に標茶・磯分内中学校合同チームが出場、準決勝まで進み、第3位の成績を収めたことで、8月22日から横浜市で開催の「全国大会出場」を果たしました。結果一回戦で大阪代表チームと対戦し、惜しくも「0対1」の接戦で惜敗したものであります。

また、7月27日から札幌市で開催されました「中体連全道陸上競技大会」で「標茶中学校三年小野寺一輝くん」が男子400メートルで第6位に入賞を果たしました。

そのほか、今年の「中体連全道大会」に出場した陸上、卓球、柔道の各選手も、大いに健闘したところであります。

今後の児童・生徒の更なる活躍を期待するものであります。

三点目は、「第22回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月24日（日曜日）駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、子どもからお年寄りまで世代を超える多くの町民の参加をいただきました。恒例のミニS Lの運行やペットボトルロケット飛ばし、白バイやミニ消防車の乗車体験に加え乗馬体験コーナーの開設など、各ブースとも盛況で色々と工夫された遊びが提供され、思い思いの遊びを体験しながら、出店の食べ物やゲームを楽しむなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることが出来た一日となりました。

四点目は、ときわパークゴルフ場の公認コースの認定についてであります。第2回定例町議会で公認に必要な経費を計上させていただき、認定基準にあったコースにするための手直し工事等を行い、7月28日付で認定申請を提出いたしました。その後、8月19日に釧路地区パークゴルフ協会連合会会長や日本パークゴルフ協会主任指導員ら三名による現地審査が行われ、8月31日付で晴れて、公益社団法人 日本パークゴルフ協会の公認コースとして認定されました。9月18日に開催予定の第20回釧路湿原パークゴルフ標茶大会に間に合ったことを、標茶町パークゴルフ協会関係者と共に喜んでいる次第です。この公認コースの取得が、今後管内大会等の誘致につながり、一層の利用者増が図られることを期待するところであります。

五点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書39冊（72,765円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,301冊（1,862,595円相当）と

なりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長（林 博君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1. 調査事項 (1)公営住宅制度について。

総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成23年8月1日と8月30日、調査場所につきましては、標茶町役場 議員室でいずれも行っております。

1. 調査事項 (1)公営住宅制度について。

2. 出席者 出席者については記載のとおりでございます。

3. 調査の経過及び内容 公営住宅制度のこれまでの経過と今後の課題等について所管する管理課と建設課の担当課長等から別紙資料により説明を受け質疑を行った。

公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者に対して、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むことが出来るように低廉な家賃の住宅を賃貸することを目的としている。

現在、標茶町では473戸が管理されていて、空き室は29戸となっている。この空き室のうち、麻生団地の18戸は建替えのための政策的空き室である。耐用年数が過ぎた建物が154戸あり、老朽化がすすんできている状況にある。

公営住宅の建替えについては、これまで国の時々の制度を有効に活用しながら推進してきた。平成15年度策定の公営住宅ストック総合活用計画に基づき既存団地の計画的な

建替えが行われた。平成17年度からは地域住宅計画による地域住宅交付金に代わり、平成21年までに48戸が建替えられた。その後、さらに長寿命化計画と社会資本整備総合交付金へと制度変更になったことから、新たに標茶町公営住宅等長寿命化計画が必要となり、平成24年度までに平成25年以降の事業計画について策定を予定している。長寿命化計画では、厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的、かつ円滑な更新を行い公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストも縮減につなげるべく、点検の強化および早期の管理・修繕により更新コスト削減を目指している。これまでの制度では建替えが基本であったが、今回改修等も対象となったことから、川上公住3階建のように耐用年数の比較的多く残っている建物について検討している。

4. 委員会の所見。

これまで国の有利な公営住宅制度を有効に活用しながら、町内それぞれの地域の団地を形成し、適正な整備と住宅の管理を行い低廉な家賃の住宅の提供が行われてきているが、今後高齢化や人口減少がさらに進むことが予測されるなかで、さらに適正な整備と管理の検討が必要である。

耐用年数の経過した建物が多くなってきており、今後も整備のあり方が課題である。これまでは、建替え戸数の減少や既存入居者の希望に配慮し、現地建替えにより整備が行われてきているが、今後は人口減少の動向等を考慮しながら、高齢者への配慮や医療機関、学校・行政機関等との利便性等を考え、市街地計画全体の中で広く意見を聞きながら検討して行く必要がある。また、民間との住宅供給バランスにも配慮するとともに、民間資本との連携による財源の調達や建物の調達など有効な手法はないか調査研究も必要である。

公営住宅等長寿命化計画の策定がこれから行われるが、これまで対象とならなかった改修等について期待される。川上公住3階建のように耐用年数の比較的多く残っている建物について想定されているが、障害者や高齢化の対応や省エネルギーはもとよりユニバーサルデザインやエコ対策などに配慮した改修が望まれる。

高齢化社会の進展や住民ニーズが多様化する中で、「医療機関や商店街の近くに住宅があれば」、「郊外に温泉付きの高齢者アパートがほしい」、「標茶の自然を生かした移住対策としての住宅があれば」など様々な声がある。これらは公営住宅制度になじまないものもあるが、町民の住生活の安定と確保および向上を図るため、今後もあらゆる視点からの検討を望みます。

以上で、総務経済委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

厚生文教委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成23年7月20日、調査場所、標茶町立虹別小学校、標茶町立標茶小学校、標茶町役場議員室であります。

1. 調査事項は少人数学級の現状について。

2. 出席者は印刷配付のとおりでございます。

3. 調査の経過及び内容 (1)虹別小学校では、5年生9人、6年生7人、合計16人の複式授業を参観し、その後学校長から説明を受けた。また、標茶小学校では、2年生38人（プラス特別支援学級在籍4人）の国語の授業を参観し、その後学校長から説明を受けた。また、2年生の給食準備を見学し、教室の状況を確認した。学校視察後、役場議員室において委員会を開催し、「少人数学級の現状について」資料に基づき教育委員会から説明を受けた。

(2)説明の主な内容と主な質問に対する説明は印刷配付のとおりでございます。

平成23年8月31日前回の所管調査をうけて、取りまとめを行った。

4. 委員会の所見を述べたいと思います。

文部科学省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、少人数学級（35・30人学級）の実現を目指した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を策定した。主な内容は小学校・中学校全学年の35人学級、小学校1・2年については30人学級、本町に關係する複式学級關係では、小学校では16人から14人に引き下げ、小学校1年を含む場合は8人から6人に引き下げ、中学校の複式の解消など、平成30年度までの8ヵ年での計画である。平成23年度はこの計画に基づき特に小学校1・2年の35人学級の実現等を目指したが、小学校1学年の35人学級の実現にとどまった。

このことにより標茶小学校2年生は、当初の2学級でいけるとの想定がはずれ1学級となってしまった。教室では1年生の時には2学級だったこともあり狭隘であるとの声があるが、現場では現在認められる基準により教員配置がなされ担任教員と特別支援の教員等が連携し、最大限努力されている。

また、虹別小学校においても、校長・教頭が授業に入る、また全教職員で長期休業中に補習を担当するなど様々な創意工夫により、複式学級を補っている。

子どもたちに行き届いた教育環境を実現するために、可能な限り複式学級の解消、複式基準の引き下げの早期実現、また、標茶小学校2年生のような多人数学級の解消を図る少人数学級の早期の実現など、文部科学省が策定した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」の確実な実施について、町議会はすでに同趣旨の意見書を国会等の関係機関に提出を行っているが、町や町教委においてもあらゆる機会を活用し国や道に対し要望活動を図る必要がある。

学級編成は国の標準に基づき都道府県が基準を設定するが、秋田県や山形県などは、少人数学級を国の標準より先行して導入している。北海道では、少人数学級研究校として二学級以上について対象となり44町村218校が指定を受け35人を超える学年について解消を行っているが、標茶小学校2年生は一学級であるため対象とならない。対象範囲の拡大について、道に対し強く要望すべきである。

町独自の予算措置でこれらを早期に解消してほしいとの要望もある。本来国や道の責務として教育の機会均等の観点からも教育予算の確保・拡充に努めなければならないが、文部科学省の「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」の実現も不透明である。このような中で、町独自の政策として先行して35人学級を実施する場合には、今後、対象学年が義務教育終了するまで、さらに今後新たに対象となる学年が発生することも視野に入れた財政負担を生ずることも考慮しながら、国や道の動向を注視しつつも町としても慎重に検討する必要がある。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今、厚生文教からの所管の報告があったわけでありましてけれども、所管のほかに請願でこれに類したのも出てきているわけですから、ちょっと内容的にはっきりと意味のわからないところもあるものですから委員長にお聞きをしたいなと思いません。大きくは、今回の所管事項調査少人数学級の現状について所管に上げたというひとつの目的というかきっかけは、根本にあったのはなんだったのかなというのがまず一点知りたいなということでもあります。

それから委員会の所見をいま聞いてても分かるように教室が狭い中で先生方が努力してる、又は、虹別の学校のように教頭、校長が授業に入って休業中補習やってそういう工夫しながら頑張ってる、そしたらなあと思ったら複式基準の早期実現そして文部省の策定されてるやつの計画を推し進めると、なんかこう先生の要望活動と委員会のまとめが見えるんですが、そして最後のほうこれはこういうことを言っているのか、町の独自の予算を取って町に先生を雇ってやる方がいいんだよという事を言ってるのかなというふうにもとるんですけれども、どうもそれがあいまいに見えるんですからその辺も含めて委員会のまとめとして、子供、本当に子供のことがあまりここに書かかってない、委員会の所見

として、それから父兄のことも書かさってないなど、どうも一環して所見の内容を見ると先生の要請活動っていうか、早く35人学級にすれというそういうふうに見えるんですが、その辺含めてこの委員会の取りまとめの内容を分かりやすくもう一回説明をしていただきたいなと思います。以上です。

○議長（平川昌昭君） 厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君） 少人数学級の調査事項の選定については、厚生文教委員会の中で複式単式という虹別、少ない人数で教育をされている部分と、単式の部分でいけば一番対象的に調査をしたいなという各委員からございましたので、当初の厚生文教委員会の所管ということで決めて調査を進めたところでございます。それと最後の部分の文言があいまいだなという部分でいけば、私厚生文教委員会として虹別小学校、標茶小学校、又、教育委員会等々の説明を聞き入れながら委員会として8月31日にこのような調査報告書を作成し委員と協議しこれを進めたわけでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 私の言っているのは、ここで言っているのは町のお金を入れてやんなさいということも言ってるのかなと、それから聞いているのは教室が一年生の時には二学級だったこともあり、今教室が狭いんで特別支援の教員が連携して最大の努力しているよとこういって書いてある、これ先生のことだと思うんです。そういうことのなかでこのまとめを見ると35人学級の要請活動かなんかに見えてくるんですけども、というのは子供が本当に困っているとか、父兄が本当にこのことがこうだっていう事が伝わってこないもんですからその辺がどういうことなのかなと、ここに書きってるやつは今私が言ったような理解でいいのかな、もし町が出来るっていうんであれば町の一般会計から普通のお金を出して先生を雇ってそういうこともやんなさいということも意味してるのかなと、その辺は議論の中でどうだったんですか。

○議長（平川昌昭君） 厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君） 私ども調査してる段階では請願という部分では私ども認識しておりませんでした。その中で委員会としてこの報告書にもございますように、この23年、従来であれば1学年、2学年が35人で二学級になるということでそれが3月、道と教育委員会からご説明いただきこの国の予算措置がされなかったということでこういうかたちを受けたと、議会として厚生文教委員会としてそれらに準ずるよう特に国、道に対して要望活動を更に強め、町としてもそれに準ずれるような努力をしていただきたいということで報告書を取りまとめましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎請願第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。請願第1号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、請願第1号は、厚生文教委員会に付託をいたします。

◎陳情第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。陳情第1号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎陳情第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。陳情第2号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第2号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎陳情第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。陳情第3号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第3号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第10。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君）（発言席） 1番、松下でございます。当選後初めての質問ということで非常に緊張おりますけれども、今回は2点の件につきまして質問させていただきたいと思っております。

まず一点目ですけれども、姉妹都市締結をめざした都市交流についてということで質問させていただきます。

本町においては、過去にはコスモスサミット開催時に交流事業が行なわれておりましたが、その後主だった活動がなされていないと認識しておりますし、また町の第4期総合計画が策定された中にも姉妹都市は締結されていないと記述されております。その中で町の魅力を高め、活性化を図るためには、都市交流も一つの役割を果たし、また、手段であるとも考えております。交流事業を通じて青少

年の社会教育活動、地場産品による物産展、又は自治体職員、民間における人事交流等、様々な分野での展開が図れるものと考えております。特に最近は、青少年の派遣事業も目立ったものがないとこのように感じております。これからの本町を担う青少年の人材育成という面からも考えると、是非とも派遣事業というものは必要と考えております。

今回の議会での一般質問の構想を練っていたわけなんですけれども、8月11日付の道新の記事に釧根の交流事業についての記事が出ていたのでこの件に関しましては、この記事を参考にさせていただきました。釧路管内では姉妹都市、友好都市というのは各市町村で結ばれておりますが、この中で唯一釧路管内で結ばれていないのは、標茶町と他1町ですね。その中でも都市交流、姉妹都市ということでは当然歴史、産業、文化、芸能、また色んな人脈などの様々な要因と共通の認識がなければ姉妹都市というのは、結ばれないわけなんですけれども、本町のこの魅力、せっかく町長、きれいな水、きれいな自然、きれいな空気こういうことを謳っているわけなんですけれども本町の魅力を発信する、また、人材育成という面からも都市交流事業を行なうべきではないのかなとそのように考えております。また、一歩進んでその先には姉妹都市締結も図れればと思っておりますけれども新たな構想があるかお伺いいたします。また、総合計画が策定された中で、今後どの様な展開を想定されているか町長にお聞きしたいと思いますし、とくに人材育成という面から派遣事業ということにつきましては教育長のほうの所見を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番・松下議員の姉妹都市締結をめざした都市交流についてのお尋ねにお答えをいたします。

まちづくりは「ひとづくり」からと言われており、人材育成をはかるためにも交流事業が必要ではないか、とのお考えに意を同じくするものであります。

本町では、ふるさと創生資金の導入時に、町民アンケート結果に基づき、その用途を「人材育成」と定めた基金を創設し、各種人材育成交流支援事業、スポーツ振興による交流支援事業等を行なってきたり、様々な交流がはかられてまいりました。

また、標茶高校教育振興会の事業として、海外研修・農業研修事業、全国高校生自然環境サミット参加など、幅広い視点での交流も積極的に行なわれてきております。

今後の交流事業促進についてのお尋ねであります。様々な分野での自発的な交流を引き続き支援してまいりますとともに、中国黒龍江省の小学生との学校間交流など、交流の機会づくりにつきましても意を配してまいりたいと存じます。

なお、姉妹都市締結についてのお尋ねであります。議員ご案内のとおり、管内市町村の姉妹都市や友好都市との交流には「由来」があり、その「キッカケ」が進展した結果であります。

本町の交流活動により、相手市町村との友好をさらに深めるべきとの町民の皆さんの機運が高まった暁には、姉妹都市なども視野に議会に相談させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、今年度から新たな総合計画がスタートしましたが、交流の推進につきましても柱立てをしており、今後においても、様々な分野での交流を進めてまいりたいと考えておりますし、住民や団体活動の側面や後方の支援に努めてまいりたいと存じますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 1番・松下議員のご質問にお答えいたします。

標茶町の未来を築き時代の担い手である青少年の社会参加促進の活動の促進を、或いはその見聞を広めた取り組みについては、心身共に健やかな青少年育む上で重要であり議員ご指摘の青少年派遣事業などがその有効な手段であるということは、意を同じくするものであります。

町長から答弁があったとおり姉妹都市の締結につきましては、きっかけが必要であると考えますがもしもそのような機会に恵まれた場合につきましては、町長部局と連携をはかりながら積極的に青少年の人材育成にも取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） それぞれ活動が行われているという答弁を頂いたわけなんですけれども、確かにこう一生懸命やっているというのは見えてはくるんですけども、やはり町民にどうしても的を絞った交流の仕方をしていかないと、どこにどう行ってるんだ、どこからどう来てるんだとかっていうのが、なかなか見えてこないという部分が私はどうしても見えてしまうわけなんです。それと盛んにきかけと、まあ確かにこのきっかけがなければ姉妹都市、都市交流というのはなかなか進んで行かない、でもやはり他の町村を見てもみますと標茶町でも当然行われている修学旅行の受け入れだとか、農家の農村青年の後継者との関係での集団見合いですか、根室管内の他の町村では、やっぱりここと積極的な交流活動が行われているということです。そういうようなことから私は非常に、コスモサミットの時の経験を生かしてその時に是非とも確固たる交流都市を選定しておいていただければ、今頃はまだまだ変わった状況になっていたのではないのかなあとそのようにも思っております。そこら辺について一点と、あと総合計画の中で確かに青少年の交流といいますか派遣といいますか若干書いてありますけども、総合計画の中には殆ど外部から本町に受け入れるという事業は非常に一生懸命やっているし、そこら辺は私も評価したいんですけども、やはり今の標茶町の青少年の意欲だとか本当に標茶の青少年の人材育成ということを考えたときには、やはりきちっとした毎年のように継続された町独自の派遣事業、いわゆるリーダー育成事業といいますかそういうことが私は必要ではないのかな、町

独自のそういう事業が必要ではないのかなということを思っておるんですけどもそこら辺については、どのようにお考えなのか伺いたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

何点かかのご提案だと思えますけども、ある程度的を絞った取り組みが必要ではないのかということにつきましては、私もそういった考えもあろうかなと思っておりますけども、とりあえず私は今標茶町の持っている財産、魅力をどう発進していくかということを一生涯懸命やっております、そういった中でそれを評価した方たちから色んな問い合わせがあると、それに対して答えていて、できればこういった取り組みが持続的に続いた中で議員がご提案になっている、そういったものにも発展することは期待をしているのは事実ありますけども、確かにご指摘のように若干能動的でなかったなという点につきましては、今後の進展の方法について検討させていただきたいと思えますし、また、ファームステイ等々の実際継続している中から新たな取り組みがということについてもこういった取り組みの先にどう進めるかということについても、これもまたJAをはじめとする関係機関の皆様とも協議を進めてまいりたいとそのように考えてます。それから町独自の青少年の派遣事業ということに関しましては過去にやってきた経過がありますけども、それはそれなりの理由があって若干中断をしているのだとそのように私考えておまして、そういったことに関しましてもそれぞれの皆様方の意見を多様に拝借をしながらどういったことが可能か等々については検討して参りたいと思っております。いずれにいたしましても交流というのがこれから先に重要な私どもの振興の柱になろうとそのように考えておりますので、どういったことが可能かにつきましては検討させていただきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） お答えしたいと思いますけども、児童生徒の交流事業等につきましては現在アドベンチャースクールとかそういったものを進めておまして、鶴居、旧阿寒とかそういったところで年々それこそ、あと高校生スタッフといったそういう形も入れながら異年齢でいろんな体験活動等を通して交流事業等を進めて、鶴居の子供たちも含めてなんですがやっているところであります、これにつきましても色んな機会を、あるいはその状況を見ながら、また別の方策も検討拡大していかなければならないかなとこんなふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 今答弁いただいたわけなんですけれども、私も二十代の頃に盛んに青年活動を行いまして、いろんな研修に参加させていただきました。町の助成をいただいて初級、中級、上級、リーダー研修ということで研修を受けさせていただきましたし、最後には道主催の青年ジェットというアメリカヶ月間の派遣事業も参加させていただきました。そういう中で、やはり私は若い世代のうちにいろんな経験、特に外部に出ていっ

てのその地域での実際に人との交流というものは、いまの若い世代にも是非味わっていただきたいというのが私の率直な気持ちでありますし、是非ともそういう制度というものをつくり上げて経験させてやっていただきたい、そのためにも私も頑張ってやっていきたいなとそういうふうに思っております。今回非常に範囲が広くなりましたんで、また別の機会にはもう少し絞って個別の案件で質問をさせていただきたいなとそういうふうに思っております。以上でこの件に関しましては終わらせていただいて、二点目について質問をさせていただきます。

二番目に道道クチョロ原野塘路線改良舗装についてということでございます。

この件につきましては過去にも数回質問がなされていた案件であると認識しておりますし、地域住民からもその後どうなっているんだろうという問い合わせが私のほうにも寄せられております。この道路につきましては道道であるということと国立公園内であるということと、自然保護団体との調整と非常にハードルが高い件であると、そうは言いつても地域住民、そこに住んでいる者にとってはやはり道路がある以上生活の道路でもあるということでございます。平成16年の第1回の定例会において議事録を見させていただきましたけれども、一般質問が行なわれております。その中で「引き続き関係者と模索しながら慎重に対応していく」と答弁されております。16年ですからあれから7年経ちましたけれども、その後の経過とまた新たな取り組みがどのようになっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 道道クチョロ原野塘路線改良舗装についてとのお尋ねにお答えをいたします。

お尋ねの件の経緯の概略につきましては、昭和61年頃から久著呂地域と塘路地域を結ぶ当該路線について、未舗装区間の改良舗装事業が道路管理者であります北海道に於いて進められておりましたが、平成10年自然保護団体からの湿原部の改良舗装工事計画に対する総合的環境影響調査およびルート検討などの質問状が提出されたことを契機に湿原部の改良舗装が中断されている状況であります。

その後、関係地域合同で当時の土木現業所に対し舗装促進の要望書が提出され、町といたしましても、地域住民の生活道路の確保のため平成16年9月と12月には、町が呼びかけ人となり課題の整理を図るべく、関係地域振興会役員をはじめ関係団体、関係行政機関による「意見交換会」を開催しました。その後も公式、非公式に調整を図ってまいりましたが、湿原部の改良舗装再開には、残念ながら至っておりません。

北海道に於いては、景気の変化に伴う公共事業への厳しい評価や北海道の財政状況など環境調査を含む事業費に対する費用対効果等、将来的な維持管理上も含め、総合的な判断から現時点では、現況の砂利道による管理でやむなしと判断していると伺っておりますが、この間、毎年定例で開催されます旧土木現業所、現在の「釧路建設管理部」との連絡会議を中心にこの件に関する協議を継続しておりますし、自然保護団体との接点も切らさずに、

今後に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 平成16年のその後いろいろ経過はありましたけども、やはり答弁は平成16年の一般質問のときの答弁と、それから大きく変わってはいないというふうに認識しております。これは非常に私も現実としてちょっと前に道路も通ってみましたけれども、非常にあそこは難しいなと思っております。町としても相手は道ですし自然保護団体との関係、また、自然公園、国立公園というなかで町独自でどこにも対応できないという部分もわかります。非常に私はハードルが高いもんだなと思っております。

ただ、どうしてもそこに住んでいる者にしてみればやっぱり生活道路であるし、人がそこに住む限り住みやすい環境づくりにどう努めていくのかっていうのも、行政が通っていくひとつの姿勢であると思います。そこら辺では、どういう形が一番いいのかということもこれから益々検討していただきたい、舗装が無理なのであればそれに変わるものが何かあるのか、それともまた今の現状維持管理をまだ徹底させていただくように要望を上げていくとか、いろんな方法があると思います。この件につきましては、多分何回質問しても同じような答弁になるというものも私もわかります。今後の進め方といたしますか、今後の経過というものを私は注視をしていきたいなと思います。

また何年になるかわからないんですけども、けっしてこの問題については風化させてはならないというふうにも考えておりますので、また別な機会で質問する機会があれば質問していきたいなと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 以上で、1番・松下君の一般質問を終了します。

5番・林君。

○5番（林 博君）（発言席） 先に通告しております一件について質問させていただきたいと思います。子育て支援の関係についてです。さくら保育園と幼稚園の合築にあわせて、町内すべての常設保育園で幼保一体化を実施すべきということで質問させていただきたいと思います。

本町では地域全体で子育てを支援する拠点として、平成15年に子育て支援センターを設置するなど、子育て支援について積極的に取り組んでまいりました。

その中で保育園、幼稚園については、就労している保護者、子供の適切な生活環境の場として必要な施設と認識していますが、家族構成や家族の就労状況などの変化により、保育ニーズ等も時代とともに変化してきていると思います。そのような中で、今後の子育て支援策について、町としてどのように支援していくのかというビジョン、方向性を示すべきだと思いますがいかがでしょうか。

第4期総合計画に基づき幼保一体化を視野に入れた施設として、現在さくら保育園、標茶幼稚園の合築が進められています。完成後は、当面保育園、幼稚園それぞれ現行の体系のままで進めるということですが、この合築をきっかけとして今までの子育て体系を見

直し、一体化することが良いのではないのでしょうか。子供たちが同じ施設の中でそれぞれ違った生活をするよりも、同じ環境の中でそれぞれ育てていくべきではないのでしょうか。

先日開催されました保護者への説明会の中でも、合築後に対する疑問、不安が多く寄せられていたと思います。町として子育てに対する方向をきちんと打ち出すことが必要だと思います。国の動向を待つだけではなく、認定こども園のような年齢別にクラス編成をおこない、たとえば「一日保育コース」、「半日保育コース」また、必要に応じて早朝、延長保育を選択できるような保育体制を実施すべきと思うがいかがでしょうか。

また、市街地以外の地域では、保育施設としては保育園、幼稚園の選択肢がないことから、幼保一体化を実施するにあたっては、町内すべての保護者ニーズに応え、公平な子育て支援の観点からも、町内にある全ての常設保育園で実施すべきと考えますがいかがでしょうか。それぞれ町長また教育長の方から答弁いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 5番・林議員のさくら保育園と幼稚園の合築にあわせて、町内すべての常設保育所で幼保一体化を実施すべき、とのお尋ねにお答えいたします。

始めに、今後の町としての子育て支援策のビジョン、方向性を示すべきとのお尋ねですが、本町の子育て支援の方向性につきましては、先の定例会で議決をいただきました第4期総合計画が基本となっております。

子育て支援につきましては、児童福祉法や次世代育成支援対策推進法などの関係法律に基づき保育園や子育て支援センター等の子育て支援施設の設置、運営を行うとともに、社会・経済情勢の変化、核家族化の進展、少子化により、子育てに対する保護者のニーズも変化していることから、その運営の充実を図ってきたところでありますが、現在、政府は子ども・子育て新システムを検討中であり、その動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目のさくら保育園と町立幼稚園の合築を機に、今までの子育て体系を見直し一体化すべきとのお尋ねですが、さくら保育園と町立幼稚園の建替えは、現行施設の騒音防止対策事業として建替えるもので、建替え後の運営に関しても、保育園は児童福祉法に、幼稚園は学校教育法に基づき運営していくことを基本としているところでありますが、日常の保育や行事等において可能な範囲で集団での生活を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目の国の動向を待つだけでなく、認定こども園のような保育体制をとるべきとのお尋ねですが、前段申し上げたとおり、今回のさくら保育園と町立幼稚園の建替えは、現行施設の騒音防止事業として建替えるものであり、その運営についても現行の児童福祉法と学校教育法が運営の基本となりますことを、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目の町内すべての常設保育園で一体化を実施すべきとのお尋ねですが、まず、この度のさくら保育園と町立幼稚園の建替えは、保育園と幼稚園の機能の一体化ではなく合築で市街地にある改築予定の両園を対象としており、前段、申し上げましたとおり、

建替え後の運営に関しても、保育園は児童福祉法に、幼稚園は学校教育法に基づき運営していくことを基本としており、議員、ご指摘の保育園と幼稚園の一体化を行うものではないことを、ご理解願います。

なお、現在、政府は子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度として、子ども・子育て新システムの構築を目指しており、その動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 5番・林議員のご質問にお答えいたします。

幼稚園を所管する教育委員会として幼保一体化についての子育て支援の考え方がありますが、町長が申し述べましたことと同様でありますのでご理解いただきたいと思っております。また、先に幼稚園、さくら保育園合築にあたっての保護者説明会において出されました保育体制のご意見等につきましては、十分町長部局と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

5番・林君。

○5番（林 博君） 今回の建替え合築につきましては、冒頭町長言ったとおり防音対策のことで進めてきたということについては、認識しております。本来であれば幼保一体化に向けてこういうやり方をしていくので、それにあった施設をつくっていくというのが本来であれば望ましい形かなというふうに思っておりますけども、いろんな制度、補助の関係でそうなった、先行してしまったって言いますか、せざるを得なかったことについては、仕方ないかなと私もその辺については思っております。国の方としても2013年度から実施する予定ということで、多分その辺も見込んでやっていたのかなと思っておりますけども、これも見送りっていう状況になったということでございますし、いつから国のほうとしてきちとした形になるのか見えない状況になっていると私も思うんですね。ですからこそなおさら当てにならない状況の中で、本町として進めて先行してやるべきじゃないのかなっていうのが私の考え方のございます。合築した後、国の動向が決まり新システムが交付されて幼保一体化になったとしても、合築してスタートしてからのの中では保護者の不安といいますか混乱も起きるんじゃないかなというふうに思うんですね。できれば合築とスタートさせるべきでないかなというふうに思っております。もしそれができなくても、是非保護者の方にそういう方向性で行くんだよ、ということきちと謳ったほうがいいと私は思うんですね。この前の説明会の中では、そういうことはなかったんじゃないかなと、幼保一体化も入れてますと軽く流していますけども、あくまでも幼稚園と保育園ですよっていう説明の仕方だったんじゃないかなと私は受け止めたんですね。国の動向もあるかもしれませんが、町としてはこういう方向でいく、ただ今は仕方なくこういう形で幼稚園と保育園の体系でいかざるを得ないっていう説明をした方が私はいいんじゃないかと思っておりますけどその点を伺いたいのと、地域全体で町立幼稚園をやったほうがい

いんじゃないかと提案させていただいたんですけども、この幼稚園についてはどういう位置づけをされてるのかっていうのがちょっと私は疑問を持っているところがあります。というのは町内全体の幼稚園に通わせたい保護者全体をモーラした形にはなっていない状況ですよね、正直言って。たとえば磯分内、塘路、虹別から幼稚園に通いたっていても、現実的に非常に厳しい状況になってる。じゃあ、保育園に入れられるかって言ったら現状では、専業、保育できる体制が家庭にある場合は保育園には入れられないと、基本的にはですよ、一時保育等ありますけども、今の状況になっている中で、そういう家庭をどうするのかっていうのが見えてこないなとそう思います。地域においても、そういう保護者もいるんじゃないかと思うんですよね。仕方なく高い保育料の保育園に預けてるっていう方もおられるのかなと思います。標茶町以外でも幼稚園のない町村もあるようでございますし、全体一体的となった子育て支援っていう考え方でぜひいけないのかなってふうに私は考えてます。それで二点目なんですけども、地域の子育てについてどういうふうに考えているのかっていうのを、伺いたいなと思うんですよね。この前の説明会の中にもスクールバスを出せるような話を出しましたが、町内全体的にそういう体系をとればわざわざそういうことをする必要もなくなりますし、各家庭が平等に支援を受けられるというふうになるのではないかなというふうに思ってます。その二点について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員もご指摘のありました保護者への説明会の中でもいろんなご意見が出されていたと、私も報告を受けています。その中で議員がご指摘のように幼保一体化すべきというご意見もありますけども、幼稚園のままでいいんでないのかなというご意見もあったと思いますし、先ほど議員がご指摘になりました認定子供園等々につきましても、議会の議論としては必ずしも積極的なご意見ばかりではなかったと思います。私は子供たちにとってどういった子育て環境が必要かという観点の中から、幼稚園と保育所というのは今までそれぞれの役割があったけれども、今のこういった社会情勢の中のニーズとしては、その中のある程度実態のニーズにあった体制を組むのが必要ではないのかなということで、幼保一元化というひとつの方向性に向かって私ども進んでるといふ具合に、国のほうも進んでいるという具合に理解をしております、今回の合築等々についても現時点においては法律上の制約の中からこういった形でしょうがないけれども、合築するということは、将来的にはそういった体制になった時にでも十分対応できるような形でというようなことをご説明を申し上げているという具合に私は理解しております、ただ参加された父兄の方からは、今の子供たちだけでなく将来の子供たちに向けても説明が必要でないのかというようなご意見があった。一歳、二歳の子供たちを抱えている親に対する説明が必要ではないか、そういった意見もあったように私は受け止めております。ただいずれにいたしましても、国がどういう方向性を示してくるのかっていうのが一番重要な話でありまして、

私どもは現在国がどういった工程表を組んでいるのかはちょっと理解できませんけども、ただ現在の政権が子ども子育て新システムの基本としておりました子ども手当てというのが廃止されることになっているわけでありまして、これをどういう具合に組み立てて行くのかが見えない以上、これは全体の設計図っていうのを描くのは、非常に困難ではないのかなとそのように考えております。いずれにいたしましても、国が示した方向性に沿いながらその中で町として何がその上にオンができるかということ、これからも町の施策として、今までもそういったようにやってきたつもりでありますし、これからもそういったことを心がけながら検討してまいりたいとそのように思っております。それから先ほど地域の中に幼稚園に通いたいという父兄に対して、そうはなっていないというそういったご意見でございましたけども、これにつきましては具体的どういった問題があるか等々について、もし担当の方からでも教育委員会の方からでも、もし承知をしているようでしたらお願いします。私は大概の場合には柔軟に対応してきているとそういう具合に理解しておりましたので、ぜひその点について、もしありましたらお知らせをいただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

幼稚園の位置づけというお話がありましたけども、これは過去に民間の幼稚園がありまして、それが運営をやめたということで代替的に公立の幼稚園をつくったということがあります。その辺をご理解いただきたいと思っておりますし、地域のほうで幼稚園の需要があると私ども把握しておりませんので、現在の常設あるいはへき地保育所に対応されているというふうな理解をしているところでございます。それと町長のほうから申し上げておりますけども、国の方で進み方遅いから先行してやるべきではないかっていう話もありますけども、どういった形になるかっていうのが見えない中で先行して方法を明示するっていう形にちょっとなってこないんでないかと、だから今のやれる範囲でできることをやっていくことでそれで幼稚園の保護者の方から多い、たとえば給食とかあるいは延長保育とかそういったものを今回の合築によって極力対応できるような形にしていきたいと、ただ先ほどから町長のお話にもありますように、現行の法律の中で運営していかなければなりませんから、それを超えてっていう形にはなってきませんので、ただそれらの法律を最大限活用しながら弾力的に運営して行きたいなとそのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 市街地以外の保育所における保育の入所でございますが、基本的には議員もご承知のとおり児童福祉法に基づいての入園となります。ただ本町の場合は就学前という児童に限定した形での最大限の法律上の解釈含めて、先ほど町長からも答弁ありましたように、最大限努力してそういう園児の入園につきましては配慮して運営しているということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 5番・林君。

○5番（林 博君） 法律上のことですので、それを曲げてまでどうのこうのということにはならないっていうことは理解しているところです。ただそうは言っても、本当に町内全体が平等な保育体制になっているのかというのはすごくずっと私は疑問持っているものですから、たとえおしやられたとおりの地域においては、4、5歳児については、ある程度最大限対応してますよっていう状況ですけども、じゃあ市街地の子と同じように児童福祉法と教育法の違いがあるということは理解するんですけども、同じような保育といえますか教育といえますか支援受けていながら当然料金も変わってきている状況の中で、どうしても不自然だなと私は見えるんです。

合築にあたって、もし今幼稚園が給食を提供したいという話の中でこれをもし保護者のニーズの中で必要ないっていうのが多くなったら、じゃあ出さないのかっていうことも出てくると思うんです。正直言ってね。ある程度となってくると。やっぱりそれはおかしな話で、同じ施設の中で片方は給食食べて片方は弁当持ってきてる、片方はお昼寝して片方はわあわあ騒いでるなんてどう見ても不自然で、どうせそのまま標茶の小学校に行くわけですよ。別々にこうなっているというのが、なんかほんとにそれでいいのかなというのが私思ってたんです。確かに国の法律が違ってなっているんだよっていうことではあるんですけども、それをどうやってクリアした中で町として一本化した子育て支援を行っていかしているのかっていうのがもう少し先行していてもいいのではないかなと、国の動向も待つ待つということですけども、先ほど松下議員の方からも話ありますけども、国の動向を待つというような、どうしても町長の口癖になってきているような気がして仕方ないんですけど。その辺について町としてどういう方向性、もっと持っていけないのかどうか、最後もう一回だけ聞かせてもらってやめたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

議員ご指摘のありました幼稚園と保育園のそれぞれの根拠たる法律が違う以上、実際の運営が違っているということはそれはそのように私どもとしては法律を守るという前提で私ども行政を進めておりますので、そのことはご理解いただきたい。ただ少子高齢化の中で労働人口が減少する中で女性の社会的な進出をどう保障していくのか等々という支援の中で、国の政策体系が変わってきているわけです。その方向性については私ども大いに期待しておりまして、たとえば先ほど課長から申しましたように私どもとしては、法律、規則等々の最大限の解釈をしながら町民の皆様のご要望に対応してきているつもりでありますので、具体的にどういった問題があるのか等々に、もし具体的なものがありましたらぜひ担当のほうにご相談をいただきたいと思っておりますし、私どもとしてもこれからは子供にとって幼稚園と保育所ってどう違うのか、就学前の子供にとってほとんど同じであろうと、それは私もそうだと思います。ただ現状の法律の中ではこういったことがあるということでは私どもとしてはこういった形にしかならない。ただそのことと先ほど申しましたけども、親の中でもいろんな意見あるわけですよ。実際に今回の合築説明会の中でも、子供の喜ぶ

弁当を作ってきたのが私の生きがだったんだという方がいらっしゃるわけです、実際には。そういう人たちのニーズをどうやって幅広く選択肢を与えていけるのかということも、私もこれから考えていかなければならない。選択肢を広げるということは、それだけ対応できる体制を整備しなきゃいけないということなんですよ。

そのことで平等という考え方が私はどういう考えかわかりませんが、公正というのは必要だと思いますけども、公正と平等とは違うと思います。何でもかんでも平等というのは、それはやはりどこに暮らすかによって全然違うわけなんで、ある程度のもものはそれは納得しなきゃいけないわけで、ただ公平性というのは私必要だと思いますので、そういった意味で私どもがこれから先どういったことが可能か等々について、ぜひこういった問題があるよということがあれば、ぜひ私の方にご指摘いただければそれに向けて前向きに検討してまいりたいとそのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答え申し上げたいと思いますけども、先ほど給食の関係で要望が少ないのにやるんでないかみたいなお話をされてみたいなんですけど、実際過去のアンケート調査でも大半の方が給食提供してほしいという要望があるということもありますし、この方法につきましては現在アンケート調査の集計中でありまして、たとえば一カ月のうち何回か弁当持っていくとか、一週間のうちに一回だとか、そういったいろんな工夫をしていきたいのと、これはその保護者のご意見等を伺いながらそういうような方法も検討していきたいと思っておりますし、いろんな行事で共通でできる分もたとえばひな祭とかもそういったことも合同でやるとか、そういったことも充分検討しながら極力先ほど申し上げましたけども、現行法律の中で最大限活用できるものについては合同でやるとか共通でやるとかそういったものに配慮していきたいとこのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 5番・林君。

○5番（林 博君） ちょっと訂正させていただきたいんですけども、教育長のお話の中で給食の話出たんですけども、ちょっと私の言い方、もしかしたら間違ったかもしれませんが、もし給食希望が少なかったら給食、今要望取ってますよね、それをやめるんですかっていうことを話たんであって、少なくとも多分やるんだらうと私は思ってるんですけども、そういう必要ないという人が多くても給食は提供しないという考えでいいんじゃないかと私は思ってたもんですから、提供していくんだらうとある程度思っていたもんですから、そういう言い方をしたんで、ちょっとそこら辺だけちょっと誤解ないようにしていただきたいと、終わります。

（何か言う声あり）

もう一回、その点について。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 私ども先ほど申しあげました給食提供というのは食育の点からも進めていきたいなど、ただ全て給食ということも先ほど町長答弁ありましたけども、いろんな考え方もありますから、その辺をいかにしっかりとした接点を持ちながらみんなでしっかりとした子育てをできるような環境を作っていくっていう、そういうようなみんなが共通認識にたっていくということが大事だということでもありますから、その辺も含めて検討していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 以上で5番・林君の一般質問を終了します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） 早速時間も迫っているので質問をさせていただきます。

四点の質問ですが、第一点目のテーマは、脱原発、自然エネルギーの本格的導入についての町長の考えを伺いたいということでもあります。

福島原発事故は、他の災害とは異質な危険があることを「安全神話」の崩壊とともに国民に知らしめました。原発事故から6カ月経た現在でも原発事故の収束は見通せず、放射能汚染は日本のみならず、世界中の環境、経済に多大な影響をもたらしていますし、それはいつ收拾、収束するのか見通しのない状況になっています。

生鮮食料品の販売を生業としている標茶町の業者、あるいは東北から資材を仕入れている建設業者、またコピー用紙などを仕入れている業者の方々にもこの影響は深刻であると考えます。

このような状況の中で脱原発の世論調査は、どの調査を見ても70%を超えています。日本世論調査会が6月11日・12日に実施した全国世論調査によると、国内に現在54基ある原発について「直ちにすべて廃炉にする」、「定期検査に入ったものから廃炉にする」、「電力需給に応じて廃炉を進める」とした人が合わせて82%に上がり、「現状維持」の14%を大きく上回りました。福島第一原発事故が収束せず、その後の対応をめぐる政府、東京電力の不手際、国が推進してきた原発政策への不信感の強さがここでは浮き彫りになっています。

私は、このような状況の中で、実行には当然一定の時間がかかりますが、わが国のエネルギーを原発に依存するという政策から撤退すべきと考えますが、まず町長の考えを伺います。

北電は、8月26日いわゆる「やらせメール」を送り世論誘導を行い、泊原発の推進を行ったことを認め、道民の信頼を裏切ったことについて陳謝しました。

泊原発から標茶までの距離は、直線距離にして約330キロメートルです。福島原発の影響をみても400キロ離れたお茶の出荷が止められるとか、あの原発による被害は本当に底知れぬものがあります。「安全神話」の崩壊、「やらせメール」、北電からの高橋知事への多額の政治献金、泊原発直近のマグニチュード7.5前後が想定される活断層の存在、そして最も危険とされているプルトニウムを使用したプルサーマル発電など泊原発は、道民、しいては標茶町民の経済、健康や生命を脅かす存在になっていると考えますが、町長はど

う考えていますか。

北海道は自然エネルギーの宝庫とも言われています。道が開催した「北海道エネルギー問題懇談会」での自然エネルギーの賦存量調査でも原発に依存しない見通しが見えています。標茶町でも時間をかけ、計画的に再生可能エネルギーの方向をめざすべきと考えますがいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の「脱原発、自然エネルギーの本格的な導入について」のお尋ねにお答えします。

一点目の、我が国のエネルギーは原発から撤退すべき、とのお尋ねであります。現時点においては、議員ご指摘のとおり原発事故の収束の目処も、放射能汚染がこれから何年間、どこまで広範囲に拡大されていくのかについても誰も答えが出せず、分解できない放射性物質の保管方法や廃棄物の最終処分方法は確立されていません。又、あれ程心配された電力供給減による首都圏を中心にした今夏の電力不足についても、国民の賢明な行動により、乗り越えることができました。

こういった状況から判断をすれば、原子力は余りにリスクが高く、将来的には、より安全性の高い、再生可能エネルギーによる発電へと切り替えて行くべきであろうと考えております。

二点目の、泊原発は道民や標茶町民の経済、健康や生命を脅かす存在になっているのでは、とのお尋ねにつきましては、こういったリスクを想定するか様々なお考えがあらうと存じますし、そのことを否定する何の根拠もありませんが、どんなものであっても、リスクゼロというのは極めて稀にしか存在しえないというのも事実であり、現時点での泊原発そのものが脅威であるとの認識は致しておりません。ただ、今後の運転に当たりましては、可能な限り、世界中の技術と英知を結集し、安全性を高める努力をしていただきたいし、なにより、情報公開の徹底を図り、専門知識のない利用者の疑問にも真摯に答え、わかり易い説明をお願いしたいと考えています。

三点目の、本町でも時間をかけ、計画的に再生可能エネルギーの方向をめざすべきではないか、とのお尋ねでございますが、ご案内のように、先般成立をいたしました、再生可能エネルギー特別措置法案は、自然エネルギーにより発電された電気について、国が定める一定の期間・価格での買い取りを電力会社に義務付けるものでありますが、全量買い取りではなく、電力の安定供給という範疇内での買い取り義務であり、判断については、電力会社にまかされており、必要な費用は賦課金という形で電力料金に上乗せされるものであります。

まだまだ多くの課題が残されており、今後、再生可能エネルギーの普及・推進のために国がこういった工程表を描こうとしているのか、また道がどんな支援方を提示してくるのか想定できませんので、現時点では、町として具体的にどんな取り組みが可能かについてはお答えできませんが、本町では現在地球温暖化防止実行計画に基づき二酸化炭素排

出削減に取り組んでおり、また、家畜ふん尿の資源活用も課題でありますので、飛躍的な国産の技術革新を期待しながら、費用対効果等々も総合的に勘案し、基本的には、これまでに以上に町内に賦存する再生可能エネルギーの利活用に取り組んで参りたいと考えていますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ひとつ町長の評価を伺いたいのですが、先ほどの答弁で電力不足については、多くの国民の努力でこれを乗り越えたというふうに言いました。

その根拠なんですけども、単に節電だけではなくて、北海道の経済産業局の統計を見ますと、これは発表していることなんですけど、原発以外の発電可能電力は、自家発電能力約262万キロワットとなっており、885万キロワットというふうに原発以外の発電可能電力があると。したがって北電の最大必要電力547万キロワットを大きく上まっているという調査発表もしているわけなんです。だから、町長もご認識されていると思うのですが、単なる節電だけではなくて、他の今ある自家発電能力や他の電力の、発電可能電力を使えば十分だということを北海道の経済産業局の統計では言っているわけで、この点は町長はどう評価されますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 今夏の節電というのは首都圏で行われたわけでありまして、道内で当然その自分の生活の中でそういった意識を持って取り組まれた方も多かろうと思えますけども、いわゆる産業界全体となって取り組まれたわけでないわけで。

それとすでに3号機につきましてはもうすでに運転しております。で、先ほど議員がご指摘になった資産というのは、確かですね3号機の部分も合わせ、それからこれから先のいわゆる産業界に対するこういった緊急時であるから今夏のいわゆる東電や東北電力、関西電力等々の自給調整等々を要請した場合に可能だという数字だという具合に私は理解しております。これから先、将来的にこういった方向に向かうことに関してということ言えば、議員のご指摘どおりだと思いますが、今すぐということに関してと言うと現実的ではないという具合に私は理解しているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） もう一つの質問なんですけど、先ほど町長は、最初のご答弁で原発はその収束の先行きは不透明であるという、だれもこれはまだ解明されていないということもあって、あまりにもリスクは多いと、大きすぎるということで、原発に対する所見をお示しになりました。しかし、二つ目の質問では、ご答弁ではそういう原発はあまりにもリスクは多いという認識をしながらですね、しかし、泊原発は脅威であるという認識に立っていないというふうに私は聞えたんですよ。それは、その通りであれば矛盾しているのではないかと思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 当初に私申し上げましたように、どんなものであってもリスクゼロというのは存在し得ないわけで、そのリスクをどういう想定をするかによってどういった対策が必要かということかと思っています。だから、今般の福島原発事故をみて、それとこれまでの反省からみて、やはり一旦放射能に汚染された物質をどうやって保管していくのか、また、その廃棄物をどのようにしていくのかは現時点においても、答えが出ていないわけでありまして、それを例えば一万年とかそういう単位で保管しなければいけない、また今回のように現在もその福島原発事故の影響がどこまでの範囲に及ぶのかについても、まだどなたも答えることができないでいるわけでありまして。そういったことを考えれば、当然将来的には、そういったリスクとの関係の中で、コストというのは考えていかなければいけないということを私は申し上げているわけで、ただ、現状において私どもがこれだけの生活をしている基本といいますか、北海道においても3割、日本においても3割近く原子力に頼っているという状況の中、それとやはり原発というのは歴史的に当初の技術からかなりの技術革新ができて安全性が高められてきたということも事実でありますし、また世界的に言えば、これあのイギリスのオブザーバーという新聞にのっていた社説なんですけども、「安全への脅威が現実だが推測できないほど大きなものではないし、管理できないものではない」そういったご意見もありますし、フランスのように実際にこれから先も原子力を推進していくということを決めている国もある。また、新興国において豊かな生活を目指していくという時に、原発をひとつの方向性として選択しようとしている国もいるわけでありまして、だから、一方的なご意見でもって、リスク、たとえばの話ですけどもテロで原発が襲撃された時どうなるかとか、そういった極端な議論をすれば、それは原発というのは非常に危険だという話になろうかと思えますけども、そういったことではなくてどんなことにでもリスクはあるという前提の中で、どういった技術を持ってどういった安全性に留意していくのかということを考えていくのも、私はやはり日本の使命であろうとそうように考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いくつかの点では認識は一致するわけですが、いくつかの点ではちょっと矛盾しているなというふうに言わざるを得ないと思います。今回の原発の事故はまさしく町長ご答弁なさったように、その認識は、先行き不透明だ、どう収束していくのか、どう被害が拡大していくのかというのは非常に不透明だと認識で、これは、だれもがそう思っているというふうに思うのですね。まあ、イギリスの科学者なんだろうかね、一見識としてそれを言われたんですが、今回の原発の事故はスリーマイルよりレベルが二つもアップして最高ランクの7ですよ。そういう点から言いますと、私は先ほど町長がおっしゃったようにどんな事業もリスクは伴うんだというふうなことをおっしゃいましたけど、原発に限っては冒頭私が言いましたように、他の災害とはまったく異質なそういう危険がある。いみじくも町長自らおっしゃったように、一たん事故が起きたらそれを収束

する術を、そういう科学技術をまだ日本だけでなく世界中持っていないという状況なんですね。だから、そういう点では私は、さっきテロの話も出ましたけども、今回はテロでなくて現実に私たちが福島の問題を見聞きし、体験もしているわけです。そういう点からいって、町長のリスクの異質なリスクの違いに対するご認識と、それから、かなり科学が発達して安全性が進んできているんだと言われてきている中でのあの事故ですから、その辺の認識についてもう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） リスクゼロの考え方というのはこれは基本であろうと思いますし、それに対しましていろんな人がいろんな考え方があろうかと思えます。ぜひご理解いただきたいのは、先ほど技術の進歩が進んでいるということは、福島第一原発は、これは日本で三番目につくられた古い原子炉であります。それが現在の世界のスタンダードであるかといいますとそうではないわけでありまして、それをやはりいっしょくたに論ずることというのは私はいかなものかなと思えます。だから、それはいろんな皆さんのお考えがあろうと思います。でも、現実問題としては、私どもは、原発というものを選んで、豊かな生活を築いてきたわけでありまして、そのことに対して今全部捨てるということが実際に可能であるのかどうなのか、そのことは、いわゆる今夏のいわゆる首都圏の状況等を見ても、みなさん方が節電に努めればですね、ある一定期間は我慢ができるということではあったかと思えます。しかしながら、いろんなやはり問題というのがあったわけで、たとえばエスカレーターが動かなくて、非常にご苦労されたお年寄りや、障害をもっている方たちが実際にいるのも事実であります。そういったことを総体的に勘案した時に、一概に今すぐ原発を全部やめろということは、一つの見識としては私は理解できますけども、それと私は同じように考えなければいけないというのは、私はそれは違うのではないかと思います。私は私のように考えて将来的には、それは、ほかの代替えエネルギーを選ぶべきであろうと。ただ時間的に今すぐ可能ではないし、それとコストの問題があると思えます。

先ほど申しあげましたように再生エネルギーを国が法律として決めた時に、電気料金に上乘せをされるということでもあります。私は、太陽光発電の時にも申しあげましたけども、結局一部のみなさん方が、その太陽光発電を行うことによって、そのコストがみなさんの国民全部の電気料金にサーチャージされるんですよ。そのことをしっかり認識したうえでどうなのか。これも、原子力もそうですね。実際にそのことを国民が選んできたわけです。そのことを今の時点ですべて間違いだ、全部ゼロにしろというのは、私は現実的な議論ではないとそのように考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 一番最初に町長のご答弁の中で、原発はあまりにもリスクは多いというようなご認識については私はそのとおりだと思います。その点で意見が一致したというだけでも今日議論した成果があったかなというふうに私は思うんですが、いくつか誤解されているようなのでそこだけは申し述べておきたいんですが、私は直ちに今すぐ原発

全部停止しれとは言っていないのです。今ここで言及しているのは泊原発のことだけです。当然ですね原発から他の電力に移行するためには、5年や10年の年月がかかるだろうというふうに思っていますので、その辺は誤解のないように受け取っていただきたいと思っています。

ただ、先ほどですね、原発を私たちが選んだっていうふうに言いましたけどね、それが、九電もそうだし、北電もそうだったんですが、やらせメールね、それから多額のお金をばらまく、こういった状況の中で、正しく国民が選んだエネルギー政策ではなかったということについて、私はそういう評価と考を持っているわけなんですけど、町長は原発は、国民が選んだんじゃないかっていう認識なんですけれども、それが今崩れているんじゃないですか。そうではなかったと。あの時の状況をみればね、やらせメールなんかその最たるものでね、それから、コストの問題だって、今福島あの事故を收拾するだけで何十兆というお金がかかるわけでしょう。そういう面から見たら、私はコストの問題は、逆だと。

この二つについてですね、原発が本当の意味で国民が選んだものなのかどうかというご認識と、それからコストの問題でいえばね、そうではないのではないかというこの二つについて最後に質問して終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 歴史的な経過として、原子力の平和利用が始まった時から日本が原子力基本法案を55年に成立をさせて、また、第一次石油ショックを乗り越えた時も化石燃料に代わるエネルギーとして天然ガス、原子力を想定して産業界が努力の結果今日の繁栄を築いてきたというのは、これは事実だと思います。その経過の中で、なんだかんだと言ってもですね、いわゆるその今になってどうだったこうだったというのではなくて、選挙で議員を選んで、原発の電気を使ってきたというのは事実なわけですこれは。そのことを30年前にさかのぼって間違っていたと言ってもこれはですね、そこから何を学んで次の世代に何を残していくのか、それが私は重要なのだと思います。だから、確かに原子力の平和利用ということでわが国が発展を遂げてきた。ただ、現在こういった事故が起こった時にあまりにリスクが大きすぎる。そうすれば次の世代として次にどういった方法を考えていくのか、これが私は人間だというふうに考えておまして、私は、議員がただちにとということでおっしゃったので、私は直ちにとすることは現実的でないという具合に私はお答えをしたので、それについても誤解があればそれについては謝りたいと思いますけども、ただ、そのことと先ほど申し上げましたけども、やはり素人に分からないからと言って、情報を隠す都合のいい一方的な情報を隠すのではなくて、情報公開を徹底してほしいということを私は最初の答弁で申し上げましたと思います。それでコストについていうと、私は議員のおっしゃるとおりだと思います。この間いろいろな問題等が出てきて、実際に原子力の発電コストというのは、やはり今回の問題を原発事故が起こるまでもなく最終処分の経緯が決まってないというのは、これはずうっと指摘されてきたところでどの程度かかるかということに関しても、それまでを含めていえば原子力というのは決して安いコ

ストではないということは、これは明らかになったわけですが、それは今まではそういったことが、私どもに対して公開はされてこなかったということは事実でありまして、実際に私どもが払っている電気料金の中にですね、原発推進の分が入っていることも明細書を見ればわかると思いますけれど、それに対して国民の皆さんはそのことを容認をしてきたわけでありまして。そういったこともですね含めて、過去に遡ってあのとき間違っていたから元に戻せとかはできないわけでありまして、だからもし間違っていたのであればこれからどうやっていくのかということ、私は世界中の技術と英知を集めて、より安全なということをお願いしたわけでありまして、私はそのように考えておりますので是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 12時03分

再開 午後 1時15分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 二つ目の質問に入ります。

いわゆるがれきの受け入れの問題であります。先般、浜中町のがれきを受け入れて、私も含めて議会は大賛成で、本当に町としてもいち早くそういう取り組みをされたことについて敬意を表したいというふうに思っています。

今回私が質問したいのは、後で書類いただいたのですが、これも5月というものが間違っていたら訂正してください。環境省から道を通じて、東日本大震災の被災地のがれき処理は可能かと問い合わせがあり、町は受け入れ可能と回答したと聞いています。また、7月1日には道が、受け入れを表明した自治体に対し、これは再度ですね岩手県より発生した木くずと廃プラスチック類の処理について「受け入れの可否」「受け入れ可能の条件等」について改めて再調査を行ったと聞いています。

その資料についてもいただきました。ただ、受け入れの可否についてその書類には書いていませんでした。まず、その内容と経緯について伺いたいというふうに思います。

次に、8月11日に全会一致で成立したいわゆる「がれき処理法」に続いて、8月30日、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案、この後特措法と言わせていただきますが、これが公布されました。

細野環境大臣は、原発事故で放射性物質に汚染されたがれきや土壌の最終処分場について4日の会見で「福島の痛みを日本全体で分かち合うことが国としての配慮だ」と述べ、福島県以外に設けたいという考えを示しました。この特措法と町が回答したのがれき焼却受

け入れとの関係について伺います。

私は、いわゆるこの特措法は、国の放射能基準もあいまいであり、国の責任を地方自治体と地域住民に押しつけるものであり、被災地の真の困難に答えるものとなっていないと考えます。また、国の税金でこれをまかなうのではなくて事故を起こした本人ですね、東電に汚染処理の責任を持たせるべきだと考えます。

町は、このような汚染されたがれきを受け入れるべきではないと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の「東北三県の汚染がれき受け入れは容認できないが町長の考えを聞く」とのお尋ねにお答えをいたします。

3月11日に発生した東日本大震災は、地震の揺れによる被害と、同時に発生した津波により、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害が発生し、死者1万5,000人、行方不明者4,000人を超える犠牲者を出すとともに、東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の放出など、未曾有の被害規模となっております。

あらためて、犠牲となられた方々へのご冥福と、被災された皆さまへのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興とともに、原子力発電所事故の収束を願っているところであります。

被災地の災害廃棄物の受入につきましては、このたびの東日本大震災で被災地の廃棄物処理施設が大きな被害を受けていることや、損壊家屋等の廃棄物が膨大であることから、国は4月8日、全国的な広域処理体制を構築することとし、北海道を通じ、受入処理等が可能な市町村の調査を行ったところであります。

災害時の災害廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下、廃棄物処理法と略させていただきますが、廃棄物処理法に基づき処理するものとなっており、一般廃棄物については、同法第6条の2の規定により、当該市町村が処理することとされていますが、廃棄物には、放射性物質及びこれによって汚染された物質は、廃棄物処理法から除外されております。

本町といたしましては、国から示された広域処理対象の廃棄物のうち、生ごみ等日常生活から排出される廃棄物や、木くずやプラスチック等が混合した可燃性混合廃棄物については、焼却処理できることや焼却炉の運転が週3日であり、本町の一般廃棄物の焼却の業務に多大な負担を生じないことから、焼却処理できる災害廃棄物について、北海道を通じ4月14日に受入処理が可能である旨、回答したところであります。

また、5月9日には受入可能とした市町村名を東北地方の被災県に情報提供してよいかとの照会が、環境省から北海道を通じてあり、その際、マスコミへの公表につながる可能性もあるとのことでしたが、前段申し上げたとおり、本町が受入可能とした災害廃棄物は、放射性物質に汚染されていない焼却処理できる災害廃棄物であることから、情報提供を了解する旨、北海道を通じて回答したところであります。

具体的な受入要請につきましては、環境省から北海道に対して、岩手県で発生した災害廃棄物のうち木くずと廃プラスチック類の処理の協力要請が7月1日にあったことから、4月に受入処理を表明した市町村等に、改めて受入の可否について北海道から調査があり、受入が可能である旨回答しておりますが、現在のところ、処理依頼はきていないところがあります。

次に、本年8月30日に公布された平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法と広域処理体制での災害廃棄物の受入の関係であります。この特別措置法では、東京電力福島第1原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、環境大臣が汚染廃棄物対策地域を指定、対策地域内廃棄物の処理に関する計画を策定し、国が対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をすることとなっており、廃棄物処理法に基づき処理される災害廃棄物の処理とは、処理責任や処理される廃棄物は、異なるものとなっております。

三点目のこの度の原子力発電所の事故に起因する放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理の責任、費用は、国や税金ではなく、東京電力に持たせるべきとお尋ねであります。基本的に、事故に係る処理責任は、原因者が費用、責任を持つべきものであると考えております。

特別措置法第44条では、今回の処理費用は原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとされているところであります。

また、放射能に汚染された廃棄物の受入処理はすべきでないとお尋ねありますが、特別措置法に基づく対策地域内廃棄物の処理に関しては、前段申しあげたとおり、特別措置法第15条に基づき、国がその処理をすることとなっております。

本町といたしましては、基本的に東日本大震災の復旧、復興に関し、本町ができ得る支援は行うべきものと考えており、放射能に汚染された廃棄物の処理に関しても、安全性が確認されることが前提であり、本町の環境への影響や基幹産業である酪農の生産物である生乳を、安全な食糧として供給していくことなどを総合的に勘案し、住民の意見を聞きながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 住民の意見を聞きながらというのは、住民合意のもとにだというふうに解釈したいと思います。それは大変結構なことだと思います。ただ、特措法、今最後に町長がお答えになった、汚染されていても、安全性が確認されれば受け入れもあり得るようなふうに聞いたんですが、まあ、特措法自体はそういうふう書いてあるんですよ。地方公共団体の責務としてね、その第4条で、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ適切

な役割を果たすものとする。つまり、汚染の状態が今町長おっしゃったように安全であると、安全性が確認されているというものについては、すべての自治体が、責務としてこれを受け入れるものであるというようなことが特措法で書かれてあるんです。この安全性の問題は、私、専門家でないから本当によくわからないんですけども、8,000ベクレルパーキログラムとかね、あるいはそれがまた進んで8,000ベクレルパーキログラム以上10万ベクレル以内とかいうようなことがあったり、あるいは10万ベクレルであってもそれを切り刻んで、少しずつ入れることによってそのベクレルを下げるという形で汚染を引き受けさせるということも耳にしているわけなんです。アメリカなんかは、8,000ベクレルなんという数値が出たらね、これはもう焼却処理は一切しないと、もう本当に埋め立ててしっかりもうそこから放射能が出ないような形をとるようなことをアメリカなんかはやろうとしているわけなんです。町長の言う安全性が確認されればっていう数値とといいますか基準とといいますか、これはどういうものなんでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には国が示す数字であり、それに基づいて道が受け入れ基準を私は設定すると思っていますので、そのことが一つの判断基準になろうかと思っています。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私はですね、その国の示す数値についてこの間、3月11日からですね、最近はね「この程度だったら直ちに身体に影響を及ぼすものではない」という口癖のように言う学者がね、コメンテーターから、テレビからだんだん姿を消してきているわけなんですけども、国のいう基準というのはね、信用できないんですよ。じゃあ、どこを信用すればいいんだと町長おっしゃるかもしれませんが、どんなに数値が低くても汚染廃棄物は一般廃棄物と同じように扱ってはならないというね、こういう法律があるわけですよ。だけれども今回国はね、今回の法律では、8,000ベクレルパーキログラム以下については認めると。これはダブルスタンダードですよ。二つ基準を設けるということですよ。今回のこの放射能に関してはね。だからそういう意味では、私は数値が低くたって、それがたまれば蓄積されればそれは影響を及ぼすということは目に見えているわけね、汚染されたがれきは町としては受け入れるべきではないと。汚染されたがれきについてどうするかということについては、今一度、全国にばら撒くんじゃなくてどうすることが国民の安全にとって一番いいのかということ、そのことをこそ国が基準を持ってその方策、收拾策を示すべきだというふうに思っているんですけども、そういう観点から、今はっきりしない状態の中で、国の基準による安全性が確認されれば汚染がれきを受け入れるのもやぶさかではないということについては、疑義があるんですよ。そういう点についていかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ぜひご理解をいただきたいのは、基本的な考え方として私は、前

回の定例会の時に家畜の受け入れの時にも申し上げたと思います。国がある程度の基準を示し、それに基づいて出していいという基準を出す。そして、道が受け入れ基準を決めて、そしてなおかつ町内の地元合意があれば私はやはりこれはいろいろなご意見があろうかと思えますけれど、今回の福島の災害は日本、全国民が私は等しく担うべきではないかというふうに考えておりますので、決して町民の皆さんのご意見を聞かないで受け入れると私は一言も申し上げていませんので、ぜひそのことはご理解いただきたい。そのことと、議員もご指摘のように放射性物質で一回汚染されたものは、これは分解できないわけでありまして、これはどのくらいの時間かわかりませんが、これは閉じ込めて隔離して保管するしかないわけでありまして。その場所が日本全国で福島だけにそのことを強いるということが果たしてどうなのかということは、そこはやはり考えなければいけないのではないかと私は思います。したがって、無理に標茶町に持ってくるということは私一言も言っておりませんので、それについては当然住民の皆さんのお声を聞かなければいけないと思っておりますけれど、基本的な考え方として、今回の福島の原発事故に係わる処理として、現状ではこういった方法しか考えられないとしたら、それはもし可能な受け入れ先がもしあるとすればですね、それはやはり痛みを私は分かち合うべきじゃないかと。

そうでなければですね、それは物理的に不可能だと思います。私は正直申し上げまして、そういうことでございますので、ぜひご理解賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それはちょっと納得できないですね。町長専門ですからね、家畜の問題については対処の仕方、それから防ぎ方、こういうことは、はっきりしているわけですね。私たちも、その当時の町長のそういう確固たる方針に基づいて議会もそれに対応しました。だけど、今回の放射能の問題については、国自体が、どういう収束の方法、計画を持っているのかということが明らかになっていない、それを明らかにして初めて、痛みを分かち合うというかね全国でどうするのかっていう国民的課題にして、それをやるということが私は手順としてはそのようになっていくのではないかというふうに思うのですよ。

国の収束の仕方、収束の仕方がはっきりしてないまま、それを受け入れるということは、仮に微量であったとしてもそれは間違っていると思うんですよ。そのことは痛みを分かち合うということとはまた質の違う問題なんでね、あそこでの事故の放射能汚染をどうすんのかと、どういう収束の仕方をしていくのかっていうその方針がまだ決まっていないですよ国ではね。そこがはっきりしないうちは、駄目でないかと、受け入れるべきでないんでないかという考えなんです。それが一点です。

それからもう一つは住民合意の問題がありましたけれども、これはどういう形で住民合意をとっていくのかと、そのことについても今、お考えがあれば聞かせていただきたいなというふうに思いますし、何よりも私たちが酪農を基幹産業としているわけですから、そのほかにも影響のあるところがたくさんありますけれどもね、とにかくそれをね、あの

時は家畜の場合も水際で止めるっていう方法だったわけでしょう。それと同じようなことがとれないのかどうなのか、そうすべきではないのかと私は思うんですが、重ねてその点について二点質問したいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） いろいろなお考えがあらうかと思しますので、それについて私はいちいちこういう根拠でこうだということではなくて、私はそのように考えているということで従来申し上げているわけでありまして、放射能物質に汚染された物質をどう処理していくのかについてはこれは、議員が先ほどから何回もご指摘になっているように、世界中で確立されている方法ではありません。だから一か所にいわゆる物理的に可能なところについては、たとえばチェルノブイリの後をみてもですね、あの国のいわゆる法律の中で、ある一定の土地をですね、そのためにずっと何十年間もそのために確保しているということも、当然そういった方法もあらうかと思しますし、我が国がそういった中で解決方法が見いだせないから反対すべきというのは、そういった中においてもこの放射能汚染というのは拡大をしていくわけでありまして、そのことをやはり日本の国民がどうやって判断するかというのは私はとても大事なことだと思っております。先日の新聞に、これはがれきの問題ではありませんけれども、福島の農家支援のために福岡市内で開店予定だった産地直送品の販売店が、いわゆるメール等々で出店を断念したという記事が載っております。

当然こういった方たちのご意見もあるわけでありまして。ただ、それをですね、合意が取れないからといって、じゃあ、福島の皆さん方だけにいつまでもということに果たしてなるのかどうなのかということに関して言うと、私はやはり違うのではないのかと思っております。先ほどから何回も申し上げてますように、被爆線量が何ミリシーベルト以下なら絶対安全かという境界線があるわけではありませんので、それは、やはりある程度個人の責任において納得したうえで判断するしかないのかなと思っております。私はその住民合意、もし具体的にそういった道の方から提案があればですね、それについて住民合意のとり方としては、まず第一義的に議会の皆さん方のご意見というのが一番の指針になるかと思しますし、それで判断ができないのであれば、それは次のステップとしてどんなことが可能かについては現実的に今具体的にどういう方法というのは考えておりませんが、そういったことであらうかと思します。いずれにいたしましても、私はこの狭い日本という国内の中で、放射能物質で汚染されたものが、土から水から下水道の汚泥から、べらぼうな量になっているわけですし、実際に処理水の問題にしてもほとんど、溢れかえっているという具合に新聞報道等されています。そうした場合にそれが例えばどういった処理できるのか、保管される施設がどこの場所にどの程度必要なのか等々についてですね、それを汚染された地域から出すなということについて、それについてはいかがなものかなという個人的な見解を持っておりまして先ほどから答弁をさせていただいているわけですので、ぜひご理解をいただきたいと思します。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪） その汚染された地域から出すなというのは私は基本だと思うんですよ。だけれどもね、今、私が町長に質問しているのは、法律に基づいてね、そこで汚染されているがれきを一般廃棄物処理法から外して、ダブルスタンダードでね、その基準を二つにして全国の自治体にそのがれきをばらまくやり方で処理していくというのはだめなんではないかということを行っているのであって、その他のことについては大いに協力しますが、とりわけ標茶町がどこの町村もそうだと思うのですが、汚染されたがれきを受け入れるということについてはやっぱりまずいんじゃないかと、それは、真に、本当の解決になるというふうには私は思わないんですね。でも、まあ町長がそこまでおっしゃるんでこれから先は同じことの繰り返しになると思いますんで、町長のお考えわかりました。

ここだけは再確認してこの部分は終わりたいと思うんですが、住民合意の仕方ですよ。まずは議会と言いました。同時にいろんな生業をしている業者の方々がいらっしゃいます。あるいは、子どもたちの心配をしている人たちがいます。それから酪農の町でもあります。そういう幅の広い住民合意を必ず合意しながら、浜中町とはわけが違いますので、合意をきちっとしながらこれを慎重に進めていくっていうことでよろしいんですね。その点は。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

私は最初からそのように申し上げているつもりでございます。是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、三番目の質問に入ります。

私は平成22年の第4回定例会において、標茶町も「非核平和の町宣言」をするべきという質問をしました。町長の答弁は、私と認識を一致するものでありまして「地球上からあらゆる核兵器の廃絶と戦争の根絶を願う」というお話をされました。そして「本町においても『宣言』について、今後、議会とも協議をしながら検討していきたい」というご答弁をされました。標茶町議会としても平成21年第2回定例会において、「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」を採択したところです。この間、町議選を挟んで9ヶ月ほど経過しましたが、「宣言」についてのその後の経緯について伺いたいと思います。

そして、また、今年の8月、これ朝日新聞に載っていたんですが、この非核宣言自治体の統計をこれは1999年に取って始めて以降、非核宣言自治体は全国の自治体の約86%に達する過去最高のものになっています。非核を求める声と行動は大多数の国民の声となっています。組織があるんですね。日本非核宣言自治体協議会というのがあって、田上富久・長崎市長がここの会長になっているわけですが、この方はいろんな会合に行って被爆都市の市長として、核兵器廃絶の悲願をこめて熱心に各地で「宣言」を呼びかけています。その呼びかけに答えて、この一年間で非核都市宣言をしたところも出ています。私は、今回あらためてあの3月11日の福島原発事故で、核と人類は共存できないということが大多数

の国民の共通した認識となった今、この呼びかけに標茶町も応えて「非核平和の町宣言」をして、そして私たちのできる範囲でこの核に対する標茶町の姿勢を示すべきだというふうに思います。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の核の廃絶をめざし、非核平和の町宣言をとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年12月第4回定例会において議員から本件についてご質問いただき、「世界平和と安全は人類共通の願いであり、世界唯一の被爆体験国である日本国民として、この地球上からあらゆる核兵器の廃絶と戦争の根絶を願うもの」との基本的な考えと、「今日的情勢を鑑み、宣言については議会の皆様と協議したい」との方向性について答弁をさせていただきましたが、現在もその考えについては変わりありません。

「9ヶ月が過ぎ、その後の経緯について伺う」とのご質問ですが、重要な事案でも有り、これまで、管内の宣言に至る状況、提案状況、宣言文の内容等について検討を重ねてきたところでありまして、先ほど申し上げたとおり、基本的な考えに変化はありませんので、議会の皆様と今後、検討すべくご相談をさせていただきたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 付け加えて資料だけ提示しておきますが、全国の自治体数は、これは8月の時点で1,793の自治体があって、そのうち非核平和の都市宣言をしているところは1,539なんですね。だからそういう点では、これは朝日新聞の資料でもあるんですけども、是非早晚ですね、町長の理念に基づいてこの平和の町宣言をしていただくようところから要望をして、次の質問に入りたいというふうに思います。最後の質問です。

塘路湖と、シラルトロ湖の水質汚染の問題であります。

標茶町の人なら誰もが見て「最近の湖の状態はちょっと異常だよな」というふうに観えていると思うんですが、昨年の決算委員会で、ちらっと私は説明を聞いた話なんですけど、塘路湖、シラルトロ湖の水質環境保全について質問しました。その時副町長は水質については釧路市の水道部が定期的に行っていて、町としても水質の報告について注目をしているというふうに答えています。今年、塘路湖の藍藻類が大発生して、釧路市、釧路町の水道水がカビ臭いと報道されました。これは8月26日の最近の道新ですよ。塘路湖の藻類の大発生の原因はどこにその原因があったのか、これをまず伺いたいというふうに思います。このことを含めて私たちは、水、標茶の売り物ったらほんとに水ってことなんですけど、塘路湖やシラルトロ湖の水質の汚染は私の目から観たら進んでいるように思うんですけども、その状況はどのようになっているか伺いたいというふうに思います。また、町として独自の調査を含めて環境保全のための手立てを今後行うべきと考えるんですがいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の塘路湖・シラルトロ湖の水質汚染は進んでいるかについてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本年8月26日の北海道新聞では、釧路市愛国浄水場の水道水が「かび臭い」との苦情が寄せられ、その原因物質は2メチルイソボルネオールの高まったためであり、この物質の発生原因は塘路湖の藻類が大量発生した結果ではないか、との報道がなされました。

釧路市上下水道部からは、水道水のかび臭の原因物質は2メチルイソボルネオールとジェオスミンが指定されており、塘路湖出口の水質調査では2メチルイソボルネオールの濃度が高いが、発生原因と藍藻類との因果関係については特定できない、との連絡を受けております。

また、塘路漁業協同組合からは、アオコが大量発生している状況ではないとの連絡でありました。

今回の件につきましては、詳しい原因を特定することは難しい状況ではありますが、釧路川環境保全連絡協議会及び釧路市上下水道部が定期的を実施しております水質調査の結果を引き続き注視してまいります。

次に、水質の汚染が進んでいるのではないかとお尋ねですが、釧路市上下水道部では長年にわたり水質の調査を行っておりますが、近年の数値を見ますと大きな変化は認められておりません。

今後におきましても、釧路川の中流域の「まち」として関係機関や団体と連携した環境保全に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 因果関係というか富栄養化が進んだ結果、ああいう状態になったというふうに私思っているんですけども、ツービーアイエムですか、これが異常に増えているとその発生の理由がよく分からないということなんですけども、これはどういうところで調査した結果なんですか。ちょっと聞きもらしたんで、どうしてああいうふうに大量に発生するかっていうことがわかるような手立というのはないんでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 是非ご理解をいただきたいのは、私どもとしては科学的な調査に基づいて釧路市さんが発表されたことについてこういった連絡を受けてますということをおし上げておりますので、個人的な意見として水質状況、汚染が進んでいるとか、そういったことに関して言うと、これはかなり厳密な科学的な裏づけが必要だとそのように考えておりますので、その言葉については釧路市さんの報告について大きな変化はないということでしたので、そういったふうに報告をしたわけでありまして。今、議員からこういった機関に調査を依頼しているのかにつきましては釧路市さんの方でどんな機関に調査をしているかについてこちらの方でありますか。であれば担当のほうで。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 釧路市では、定期的な部分と降雨、融雪等があったときに釧路川、釧路市下流から弟子屈町まで含めて決められた定点で、自分たちで採取をして検査をしているというふうに聞いております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の質問になりますけども、ツーエムアイビーメチルイソボルネオールの発生についてなんですが、北海道立衛生研究所生物科学部衛生動物科のある研究者はこう言ってるんですね、藍藻類は大量発生した場合、湖水面に緑の絵の具を撒いたように見えるためアオコとよばれています。まさに今のシラルトロ湖や塘路湖はそうなんですね。そして、ちょっと私はびくっとしたのは、藍藻のなかには家畜などを死に至らしめるような毒素を産生したり、水道水の異臭に事故の原因となるカビ臭物質を産生する種がいるため、アオコは人間の健康に影響を与える可能性があるものとして問題視されているという研究発表しているんです。それで私専門家でないのでほんとによくわかんないですけども、こういう内容の話を市の水道課のほうから水質検査をしたところから聞いたことはないですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 直接といいますか、私どもその点については毎年釧路市含めて、環境保全連絡協議会をつくって総会やっていますが、その時に毎年前年の水質検査の結果が資料として提出されますけども、そのような話を聞いた事は、私は今のところございません。

○議長（平川昌昭君） 以上で、12番・深見君の一般質問を終わります。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君）（発言席） それでは先に通告しておりました二点について説明をいたします。

一点目ですね午前中も林議員のほうから保育所の関係で出てましたけれど、まあ、あれはあれはなりに法律が絡んでどうのこうのって難しい問題なんですけども、私の場合は極簡単なエアコンを設置できるかできないかと、正直なところこういう話なんであんまり難しく考えないで下さい。

近年、ここに書いてありますように地球温暖化の現象により標茶でも30度を超える日が非常に多くなりました。その中で私が調べた中では、熱中症に罹った子供はいなかったというふうに聞いておりますけども、ただこれからどうなるかわからないと、また来年の話ししかない訳なんで今年について付けろとは私は言いませんけれども、予算がないんなら逆に言うと今年買って付けといたほうが安いのかなという個人的な考えもありますけどもそんなわけにもいかないだろうと思いますけども、ただこのさくら保育園と標茶幼稚園これが今年のどうせ12月には予算化して来年にはできるというふうに考えておりますけども、ここの部分については、おそらく付くだらうというふうに考えております。それで保

保育園というのは、一箇所しかないというふうに聞いてますのでこれから保育所と言いますけれども、他の保育所いろいろ探して状況調べてまいりました。

そうするとやはり真夏の暑いときに虹別の方では舞台の上で寝せて、そこに保育士の人があちわで扇いでいると、それと中茶安別については、あまり暑い時期には道路を挟んで中学校の体育館に子供等を少しでも広い所において対応しているというようなかたちが出来ていました。これらを踏まえてなんとかたいした金額でもありませんから、このようなところですね、一箇所に何個付けれとは言いませんけれども、ただ、みどり保育園については少し小さな部屋に一箇所だけ付いていることは確認しましたけれどもせめてそういう場所があったらなというふうに考えてますので、町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・後藤議員の保育園にエアコンの設置を望むとのことのお尋ねにお答えをいたします。

近年、地球温暖化の影響による異常気象が地球規模で発生をし、高温、豪雨、豪雪等による影響が、国内でも発生しているところであります。

本町の平成21年からの7月、8月における気温は、最高気温30℃を超える日数は、平成21年には8月に1日、平成22年は8月に2日、本年は7月に1日、8月に2日となっております。

また、同じく25℃を超える日数は、平成21年は7月に4日、8月に7日、平成22年は7月に10日、8月に20日、本年は7月に11日、8月に12日となっております。

お尋ねの保育園にエアコンディショナーを設置すべきとのことのお尋ねであります。過去3年間の最高気温が30℃を超える真夏日は、平均1日から2日程度であり、25℃を超える夏日も年により変動があることや、保育園での夏場の気温上昇により、児童が体調を崩すなどの事例もないことから、直ちに保育園にエアコンディショナーの設置をすることは考えておりませんが、今後、気候の変動により、保育園における室温管理が必要となる状況となった場合には、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今、町長のほうから標茶の年間のそれこそ真夏日の話は聞きましたけれども、ただ30度を超えとか25度を超えとかって言っても25度っていっても29度9分まであるわけですから、この辺のところはどう判断したらいいのかよくわからないんですけども、ただ今後そういうようなことが起きたとすれば、考えるということ事体がちょっとおかしいんでないかと正直なところ思うんですよ。まして子供、ものも余計しゃべられない子供だとか自分で行動できない子供達がいる中で、たとえ一日であってもそういうひとつ部屋ぐらいつくるという方法だってなぜやれないのかと、常に町長はそれこそひとりの不幸も見逃さないと色々言ってますし、やっぱりそういう子供達というのは特に社会

を担っていく子供達が一回熱中症になっては、大変な目に遭うわけですからなってからでは遅いんですよ。そうなった時、誰が責任とるのかと。結果的には今買えば10万おそろくしないだろうと思います。一箇所につけるにしても。そういう物をケチった段階でそういう災害が起きた時には、どう対応していくのかって考えたときはこれは確かに去年も今年もめちゃくちゃ温暖化の関係で特に夏も寒かったとか、いや本当にいつなん時そんな暑くなるのかわからないっていうんであれば予測つかないですけども、これだけやはりそれなりに温かくなってきていることは事実ですから、釧路あたりも昔は網戸もいらなかったけど今は網戸がいるとか、昔は車だってエアコンなくても走っていたものが今エアコンのないと笑われるような時代になってます。そういうこと考えるとやはり必要でないかと。ましてや給食をつくる炊事のほうも回ってみたら私が回った時22度ぐらいしかなかったんですけどその部屋には、26度から27度くらいのもう本当にむせかえるような正直いって部屋になっていました。そこで汗だくになりながら食事をつくっていたという経緯がありますけれども、せめて子供等が寝れる場所と炊事をする場所くらいはやってもらわないといつどういうことが発生するかわからない訳ですから、そして町長は行ってみたかどうか知らないですけど町の職員としてこの夏の間、正直言ってそういう30度超えた頃に保育所なんか行って一回でも回ったことあるんですか。ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどの深見議員のご質問にもお答えをいたしましたけども、どんな状況であってもリスクゼロというのはあり得ないわけでありまして、先ほど申しましたように30度を超えれば熱中症で病気になるということは一概にどうこうというお話はできないわけでありまして、現時点においてたとえば日本全国でそういった状況の中でそういったところは全てエアコンディショナーが設置されているとそういった状況等々であればそれは当然そういったことも考えなきゃいけないと思いますけども、本町においても、多分エアコンディショナーを設置されている家庭というのはそれほど多くないと思いますし、今まで私どもの考え方の中で生きてきた中において、30度を一日、二日超えるということが直ちに健康に悪影響があるとそういったふうには世の中の常識としてはなっていないと私は思います。ただ先ほど申しましたように将来的にどうなるかわかりませんので、それについてはある程度の、たとえば起きたからということではなくて今年の夏はこういうことだと、そういった等々があれば科学的なことがあればそれはまた、そしてまた、町民の皆様の多くの皆さん方がそうした方がいいというご意見であれば当然政策としてやらなければいけないと思いますけども、今直ちにこういった状況の中で保育園にエアコンを設置することについては私は直ちにはできないということを申し上げていることをございますので、ぜひご理解をたまわりたいと思います。それと30度を超える日に保育所に行ったことがあるかということに関して言うと、それはありません。ただ私の執務室も夏の日毎日朝くれば32度3度になっておりますので十分そういった状況は理解しているつもりであります。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 町長、結局ほかがやらないからうちはやらないってよく町長はそういうこと言いますけども、標茶せめてそのくらいのこと率先してやることくらい出来ないんですか、正直なところ。ましてや金額が何百万もするわけではないですよ。そして町長それ30度、35度それは耐えられるかもしれません。しかし子供ですよ、その子供達がひとつの広場に布団敷いて昼に寝る時に保母さんたちが、団扇で扇ぎ扇ぎ、その人たちだって汗かきながらそういう状況考えた時、たとえ一日、二日あったってそのくらいのことではなぜできないのかと正直いってそういうふう思うんですけども、町長の孫さんでもそういったとこいってたらそうしますか。私には子供、今んとこ孫もいませんからそれ関係ないって言えばそれまでですけど、そんなことにはならないんでないかと、もう少しそういう事を考えるっていうことも標茶から率先してやったからといってなんも悪い話じゃないんでないかなと思うんですがいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 是非ご理解をいただきたいのは、私は他の町がやってないから本町としてやらないってあってあらゆる方策の中でそういったこと申し上げているわけではなくて、他の町でやってないことも率先してやっていることもかなりあるということも是非ご理解いただきたいと思えますし、ただ、30度を超えればエアコンディショナーが必要だということに関していうと私は多くの皆さん方がそうだという具合に感じているとは私は現時点においては思っておりませんということをお知らせしたわけで、まあ、たとえば私の孫がということあれば私は多分その程度はやはり当然生きていく上に必要なことだからという私は多分判断をしたいと思いますけど、エアコンを買い与えるのではなくて子供というのはある程度環境に慣れながら生きていかなきゃいけないわけですから、それはそれで色んな考え方があると。ただ後藤議員のお考えはお考えとして理解はいたしますけども、ただそれを直ちに町の政策として優先的にやるということに関していうとそれについてはいかがなものかなということをお知らせしているわけですので、是非ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 町長がそういう考えであれば、それはそれなりにやらないんでしょから、そういう時期になってから早い話がその時にはエアコンが足りなくてできなかったということにならないようにしてもらいたいと思えます。このことやってもおそらく水掛論ですからいつまでもやりませんが、ただ町長の考えというものはわかりましたし、これは町の広報通じてそれなりに皆さん方に行くと思えますので、まあひとつそのつもりでいていただきたいと思えます。

次に、有害駆除の関係ですけどもエゾ鹿の有効活用についてということで、有害鳥獣駆除のなかでもエゾ鹿については、私も13名の中の一人として鳥獣被害対策実施隊になっているわけですが、月に二回なり三回、それなりに行って獲ってくるわけですが

も、昨年についてはこの実施隊の目標が190頭、今年については250頭を目標に捕獲されているわけですが、この間9月の初めにちょうど200頭通過したという話も聞きました。

また、標茶の猟友会としても個人的には4月から7月までの間に2回に分けての有害駆除で約1,100頭も駆除している実績があるわけです。ただ残滓については、現在は町のクリーンセンターで焼却処分されているわけですが、駆除の数からいっても非常に大きいものでは150キロくらいはあるものもあるんで、これらについて一日に5頭も6頭も獲ってきてあそこで焼却するという事は非常に無駄なことなんで、燃料の高騰の中なんも意味が無いわけです。まして焼却炉そのものも老朽化が進んでもう少ししたら改築されるだろうというふうに考えてますけども、それに輪をかけるように無理をしても意味が無いので、このようなことを考えると出来るだけ有効活用ができないのかと、私もこの頭でいろいろ考えるんですけども、そう簡単には有効活用というのは考えられないんですけども、ただ聞くところによるとペットフードをそれなりにつくっている会社もあると。そうすればそこへ持って行ってなんとか処理してもらおうとか、たとえばそれがだめであれば最終的に穴をほって、ユンボで深い穴を掘ってそこに埋めるとか、まあ、いろんな基本的には焼却か埋設ということにエゾ鹿の場合なっているわけですが、たとえば動物園だとか犬を飼っている人たちに登録しておいて一頭1,000円でも500円でもいいですからそうやって持って行ってもらってやってもらおうと、私も正直なところ自分で有害駆除しながら町の非常勤になっているわけですから、それを獲った段階でいやあ、うちの犬に欲しいな、と思ってもこれは町のもんだから仕方ないから焼却しちゃおうと、それで焼却炉についてもただやっぱり夕方なり夜遅くなって、7時8時でも持ってきてあそこに焼却炉の中に入れてしまうと、入れてしまうと次の日に焼却するときにはやはり一回にまとめて燃えないと、それをゴミと上手く混ぜ合わせながら大変苦勞しているように見えると、そして夜遅くあそこに入れてしまうことによって、朝住民がゴミを投げにきた時にその残骸を見てギャツと言っている、というような話も聞きますんで、なんとかいい方法がないのかなというふうに考えていますけども、何か方法があれば教えていただければと思いますけど。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・後藤議員の有害駆除されたエゾシカの有効活用についてのお尋ねにお答えをいたします。

北海道における平成21年度エゾシカの推定生息頭数は64万頭、その内、網走・十勝・釧路・根室支庁管内の東部地域には32万頭が生息するとされ、個体数の減少措置が喫緊の課題となっております。

このことを受け、北海道では平成22年度から平成24年度までの三カ年をエゾシカ被害防止緊急対策期間として市町村が行う個体数調整捕獲の上乗せ分の助成や新たな捕獲技術の実証試験などの取り組みを行っております。

本町においても、これまで行ってきた、猟友会標茶支部への委託による捕獲の他に平

成22年度より13名のハンターを鳥獣被害対策実施隊として発令をし、更なる捕獲数の増加に努めているところであり、昨年度は許可捕獲で1,298頭を捕獲、平成23年度は最終的には1,600頭程の捕獲が見込まれているところであります。

しかしながら、平成22年度、東部地域では個体数が減少に転じるとされるメスジカ捕獲数4万頭の目標に対し、速報値で3万6,000頭の捕獲に留まり、まだまだ獲らなければならないという状況にあります。

議員お尋ねの駆除のために捕獲したエゾシカの有効活用についてですが、現状においては、その捕獲個体の処理は基本的には一般廃棄物として、市町村が行うこととなっております。

本町には、個人が営む小規模の処理施設が1件あるものの、有効利用されているのはごく一部で、許可捕獲による捕獲個体の大部分が捕獲した場所で埋設若しくは自家消費されるか町クリーンセンターに持ち込まれております。

一方、実施隊の捕獲した個体についてですが、先にご説明したとおり、東部地域ではメスジカの捕獲がまだ4,000頭も足りておりません。資源利用のための受け入れ施設も不十分な状況下、効率的な捕獲を考えた場合、まずは個体数の削減措置に重きをおいており、回収困難な場合を除き、原則的にはすべてクリーンセンターに一個体のまま搬入しております。捕獲個体を内臓摘出、放血せず焼却することは、炉の寿命を考えた場合、少なからずの負担となっているものと認識しており、延命措置という点に絞れば特定の場所への埋設も選択肢の一つと考えております。

しかしながら、エゾシカの個体数管理を進める上では、議員ご指摘のとおり資源としての活用も考慮しなければならない課題であり、今年4月に酪農学園大学と標茶町及びJAしべちや並びに標茶高校との地域総合交流に関する協定の中でも、エゾシカ資源の有効活用が検討課題の一つとなっております。

エゾシカ肉を食肉として流通させる場合には「食品衛生法」等に基づく食肉加工施設での解体処理を行わなければならないことから、現地解体及び加工施設までの搬送が可能な小型一次処理車の導入、さらには残滓についても国の補助事業を活用した小型焼却施設により炭化物処理し、肥料として活用することなど、廃棄部位資源化の研究についても取り組んで行くこととなっております。

近年エゾシカ肉については、高たんぱく低脂質で豊富な鉄分を含むヘルシーな天然資源として注目されてはおりますが、実際に有効活用されるエゾシカは全捕獲数の1割強を占めるに過ぎないのが現状であります。エゾシカの効率的な捕獲及び一次処理、食肉加工施設など受け入れ態勢の整備、さらにはエゾシカ肉の流通、ペットフード化も含めた市場の拡大など「有効活用の循環システム」の構築が産・官・学の協働により進められている中、本町も参画しているエゾシカネットワークや酪農学園大との協定の取り組みの中で、本町としてできることについて調査・研究していく所存ありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 確かに今町長が言われたようにだいぶ研究されていることも事実ですし、また、新聞等でもこの活用方法、良質な肉をどうやって食べるかというようなことで注目を浴びていることも事実です。ただ焼却した段階でなんぼ焼いても骨は残ると。また、我々が獲っている以外にも交通事故でも入ってくるということで、非常にまあ厄介なもんだろうなあというふうに考えているわけですが、ただ今まで湿原の中禁猟区ですけれども、これだけ増えることによって来年あたりは、ちょっとしたら湿原も開放されるんじゃないかというような話もちらほら聞こえてきていますので、そうなるとなお更のことそういうものが出てくると、それをどう対処していったらいいのかってことがこれからの課題だと思いますけれども、まあ、いずれにしろこの今の町長のほうで進めているような方法で、できるだけいい方法があれば対応していただければなというふうに考えていますので、そのようなところもう一度、わかり易く説明していただければ助かります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほども申しあげましたように全道のエゾ鹿の生息頭数が65万頭ということで、昨年度が大体その二割を削減しなければ頭数が減らないという数字に基づいてますけれども、昨年は全道で10万頭ということでありまして、道はじめ関係機関でこの五年間にこの二割削減、二割駆除が実施しなければエゾ鹿というのは飛躍的に増えてしまうといった中で、昨年から道を中心に営林署、それから環境省等々も力を合わせてできることは何かということではいろんな方策等を検討しております。で本町におきましてこれも他の町村に先立ってできることは先駆的に取り組んでおります。ただいずれにいたしましても、現在の法律の中では駆除できるのはハンターの皆様方でありまして、ハンターの皆様方が一頭でも多く獲れるような環境というものをどうやって地域として支援をしていくのか、そのことが一番重要であろうと思っておりますので、是非ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 私もハンターなんでハンター頑張りますので、町長のほうも頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で、7番・後藤君の一般質問を終了いたします。

次に2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 雇用創出のための公的機関の設置を望むということで町長に質問させていただきます。

前回、一般質問におきまして、人口減少問題と雇用対策について質問させていただきましたが、今回は特に第4期総合計画の中の「雇用」に焦点を当て質問いたします。

現状と課題の一文において「標茶高校の卒業生の多くが自分の可能性や就業の場を求め

町外に流出しており、地元における雇用機会の拡大と職種の多様性を求められています。

また、企業・事業所の求人と求職の条件が合わない雇用のアンマッチの状況も一部潜在化しているところがございます。

地元で働きたい、親元に帰って働きたいと意欲を持つ町民やUターン希望者の就業を支援するため、地域企業の活性化や地域特性を生かした新たな企業の創出、サテライトオフィスなどの誘致を促進する必要がある。」と、書かれております。

さらに施策の体系の就業支援としていくつかの展開方向が示されておりますが、現状では個々の企業の経営努力次第というのが前提となっており、雇用対策としては具体的効果が読み取りづらいと感じております。

そこで今後の町づくりにおいても酪農業を中心とした産業構築が進められていく中、町の政策として新たな産業・起業・雇用促進にどのような具体的政策を検討されているのか町長の所信を伺います。

また、標茶の新たな魅力・特色を打ち出し、新たな産業・起業・雇用の創出に専念できる環境が必要だと強く感じ、中でも行政・農協・商工会などが定期的に情報交換・意見の交流ができる公的機関を設置し、早急に検討を開始すべきと考えております。そのことについても伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の雇用創出のための公的機関の設置についてのお尋ねにお答えをいたします。

本町では、行政が直接行なう就業の場の確保対策として、冬期雇用対策事業や緊急雇用対策事業として、主に離職中の短期生活経済対策として実施してまいりました。

本年度からスタートしました第4期総合計画については、「雇用」を「活気あふれるまちづくり」として体系づけしておりますが、産業の元気、地域経済の元気が直接的な雇用の安定、創出につながることから「農業・林業・水産業・商工業・観光」と同体系としているところであります。

町としての政策は、とのお尋ねであります。産業の振興策として、基幹である農業基盤整備事業の導入や企業誘致、振興補助金やチャレンジショップ支援事業など新たな起業による雇用機会の創出につながる施策を継続し、さらに地域循環率が高まる地材地消などの取組に努めてまいりたいと存じます。

次に、行政・農協・商工会などが定期的に情報交換ができる公的機関の設置とのお尋ねであります。行政と産業団体が、課題の共有化や情報交換を肩肘張らずに行なえる場として、「地域連携懇談会」を平成18年に設けております。

現在まで、4回の開催をいたしておりますが、産業団体の意向も踏まえながら定期的な開催に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 各団体が集まって意見の交流をされているというお話を伺いましたけども、平成18年から数えてまる五年が経とうとしているかと思えます。そういった中で4回というのは数が少ないのではないのかなという思いが一つと、実際に意見の交流をされた時にどういったメンバーの方々がどういった話をされているのか、大まかで結構ですのでお話いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

正式な開催として4回ということをございまして、商工会、JAさんとは普段の中で情報交換等を行っておりまして、いろんな課題の提供についても共通認識をするように努めているところでありますので、是非ご理解を賜りたいと思えます。どういったメンバーということでもありますけども、この会につきましてはJAの組合長そして商工会長そして私ということをございます。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） せっかく意見の交流がなされておりますので、是非それを実行に移すための関係各所のそれぞれの団体の関係各所が集まる機会、そういったものをつくっていただいて、特にこれから標茶を担う若手の方々がそれぞれの夢を語りあってそれをひとつずつ実現するために行動力を発揮できる場所、そういったものを今後目指していただければと考えております。そのことについて今後の方向性として、もしご意見ありましたらよろしく願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 是非、ご理解をいただきたいのは、町政の課題を町民の皆様から承る場としてそれぞれの担当課が所管をしております各種委員会、審議会等々がございますし、それ以外のいろいろな団体の皆様方との話し合いにつきましては、たとえばJA青年部、商工会青年部、女性部等々につきましてはその都度、その都度公式な会議という形ではないですけども、意見交換等々、課題の共有等々について努めているつもりであります。私はまちづくりはやはりそういった日々の積み重ねが非常に重要であろうかと思っております。そういった会議ばかりを設定してもなかなか進まないというのも私どもは反省をしなければいけないのではないのかと思っております。そうではなくて普段からそういったまちづくりについていろんな場面で町の職員も含めて、住民の一人としてまちづくりのために意見交換をすることが私は重要だと考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町長がおっしゃるように会議ばかりやっても前に進まないということが往々にあって反省されているということで、標茶に関してはそういうケースは非常に少ないのではないのかなと私自身考えておりますけども、ただ人が、人材が、まちの財産であるように、人と人のつながりそういったものも町にとっての財産だと考えております。

個人的なつながりの中でそれぞれ職種を問わず町民の方々、皆さん交流をされているんですけど、なかなかそういったものがまちづくりに発展するというまでには行かない、個人レベルの話で終わってしまう、そういったことが多くてなかなか形に出来ないのではないのかなというふうに考えております。そういった意味では表題にもなっておりますように、雇用創出のための公的機関であり、あるいは、まちづくりのための機関といたしまして実行部隊が置けるようなそういった組織づくり、そういったものを願っております。長く、自分でもだんだん話がくどくなってしまうので、これを最後の質問としたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

そういった組織を作ってほしいとの議員のご指摘でございますけども、私はそのことも非常に重要ではありますけども、それより、たとえば地域町内会のいろいろなごみ拾いであるとか花壇植えであるとか、そういった場面で、お祭りであるとかいろんな場面で町民の皆さんとお話をする経緯がありまして、その時に色々なご意見を伺ってそれが施策に反映しているということも過去にいっぱいあるわけでございますので、私はやはり職員に対しては、そういった家に帰ってからの町民としてのまちづくりに対する考えかたを、町民として考えることが大事であると常に申し上げておりますので、そういった意味でこれからも皆様と共にまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますし、議員のご提案のありました組織づくりというのはどういった形なのかということも私もちょっとイメージがよくわかりませんが、もしどうしてもということであれば検討させていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 以上で、2番・長尾君の一般質問を終了いたします。

次に9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 一点につきましてご質問を申し上げたいと思います。

新栄児童館の改築についてでございます。

児童福祉法第40条に定める児童厚生施設として、昭和43年の12月に標茶町児童館条例を制定し、現在の麻生3丁目に新栄児童館が設置され現在利用されております。

児童館の目的は、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し情操を豊かにすると共に地域組織活動の育成に資するためとなっております。

新栄児童館は町内市街の幼児から大人まで幅広く利用され、児童生徒の遊び場として一日平均大体10名程度が利用しております。児童館の前を通りますと元気に遊ぶ子供達の声が聞こえてきていますし、特に夏休みなどの長期休みの時などは市街地の子供達だけでなく、釧路や札幌などからも利用しているのが実態です。

しかし、建設されてから43年を経過し、その間に、何度かの改修、修繕等はされていましたが、老朽化はひどく、和室の床や玄関など危険な状況といえます。

また、児童館で電気調理器を使用した催しを開催しても、ブレーカーが落ち、調理器

の使用ができないこともしばしばあります。新栄児童館の建物は本町の施設の中でも最も古い建物です。先般の第2回定例会で議決した標茶町第4期総合計画の中では、児童館について触れられていません。また、議会としても標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会を設置し総合計画素案について議論をし報告書をまとめて町長に送付しましたが、児童館については議論をされずに報告したことに対し、私自身非常に反省をいたしております。前段でも述べましたが設置目的の一つである遊び場を与えるとなっておりますことは、子供達が安心して安全に元気いっぱい遊ぶことのできる状態にする必要があります。万が一、床でも抜けて事故でも起きてからでは遅く、一日も早く改築をするべきと考えますがいかがでしょうか。

児童館条例の第5条では使用承認がうたわれております。5条でうたわれている使用の承認を受けるものとは全てを対象とするのでしょうか。児童・生徒も承認届が必要となるのでしょうか。毎日利用する児童・生徒については、承認は必要ないと考えますが承認届はどのようになっていますか。更に、施行規則の第2条会館時間についてですが、通常児童・生徒の利用は平日の時間は放課後になりますが、夏休み、冬休みなど平日でも学校が休みのときなど規則の開館時間では利用はできません。健全な遊び場の提供として、そして多くの子供達に利用してもらい児童館の設置目的を果たすためにも、午前中からの開館時間の見直しが必要と考えますがいかがでしょうか。なお、児童館を設置している釧路市は、平日は9時から、夏休み等の長期休みは8時30分からの開館となっております。以上で質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の児童厚生施設新栄児童館の改築についてのお尋ねにお答えをいたします。

新栄児童館は、昭和43年に建築され、本年で築43年となりますことは、議員ご指摘のとおりであります。

新栄児童館につきましては、開設当初から児童厚生員を配置し、児童の健全な成長に寄与しているところであります。

昨年、標茶町耐震促進計画に基づき、耐震診断を実施した結果、耐震強度が弱く、補強工事が必要との結果が出たところでありますが、新栄児童館は木造で耐用年数を超えていることや、耐震補強工事とともに大規模な補修工事が必要となることから、児童館の代替施設を検討してまいりました。

その結果、さくら保育園と幼稚園の合築施設が完成することにより、現在の幼稚園舎が用途廃止となることから、有効利用の観点から児童館や放課後学童保育施設として利用することを検討しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、児童館条例第5条の使用承認につきましては、児童館主催の事業に関しては使用承認を必要としておりませんが、主催事業以外の使用については、重複する使用や設置目的以外の使用もあることから、使用承認が必要と規定していることを是非ご理解賜りたい

と存じます。

また、規則第2条の開館時間については、臨時に変更することができることとなり、開館時間の拡大の必要が生じた時点で、臨時に開館時間を拡大してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 代替として幼稚園を検討しているということですので、それはそれなりに改築はされずにとことで理解をいたします。条例に関しての関係ですが、今町長からご説明ありましたが5条の件、児童館が主催する事業に参加しというのは、あくまでもこれは児童館主催というよりも利用する子供たちが遊ぶ時というふうに理解をしてよろしいでしょうか。まずは、一点。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） はい。それで結構だと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） それと開館時間の関係ですが、臨時に設けることができるというふうに町長は述べられましたが、施行規則がきちんとうたわれております。規則に関しましては議会にかかる必要はありませんので、是非、開館の時間につきましては見直しをしながら臨時にとは言わずに、たとえば夏休み、冬休みと長期の場合には、というふうに明記するべきだということに、私自身は考えますがいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

人員配置等の問題等もありますので、直ちに今現時点においてそういう具合にお答えすることはできませんので、臨時にとということでお答えいたしましたのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 臨時にとということとなりますと、たとえば学校が臨時休校した、長期休みではなくして臨時、今日、明日休みとかっていう時には、即ちそれじゃあ対応できるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ただ、どういう状況になるのかってというのが、ちょっと状況が想定できませんので今お答えはできませんけども、基本的に開館時間の拡大については柔軟に対応したいとそのように申し添えておりますので、ただ開館するにあたっては最低限施設の管理者として守らなければいけないこともありますので、そこら辺も総合的に勘案して判断してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 最終的に総合判断をと言われれば私自身としては質問することは

できませんが、いずれにしてもやはり児童館の設置目的からいうと学童保育に通っていない子供達全児童・生徒を対象というふうに私は考えておりますから、きちっと施行規則に明記するべきだっというふうに考えております。確かに行政側からすると構成員の職員の配置問題というのは必ず付きまとうことはそれは当たり前のことです。しかし、子供達のことを考えた時に、きちっとした施行規則において開館時間を設けるべきだというふうに思いますので、是非にそのようなご検討をしていただいて施行規則の変更を議会に通知していただきたいというふうに思いますがいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 今この時点ですすね、はいそうですか、ということがどういったことを想定しているのかというのが私ちょっと理解できませんので、いろいろなご要望等々も伺いながらどこまで可能か等々については判断してまいりたいと。ただ施行規則にうたわれてるところについては、柔軟に時間等については対応してまいりたいとそうようにご答弁を申し上げているわけですので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 以上で、9番・鈴木君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎報告第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第11、報告第9号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第9号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年6月20日に開催されました第33期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売り上げ収入等が1億956万9,715円で仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は12万3,249円と9期続けての黒字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第9号。株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものです。

次ページをお開き下さい。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書。

第33期事業年度営業報告及び決算。

日本経済は、止まらぬ円高・株価の下落、コーヒー・小麦粉等の日用食料品の相次ぐ値上げ、更には中東各国の情勢不安による原油価格の高騰などから消費が落ち込む中、3月11日に東北・関東の広い地域が国内観測史上最大の巨大地震に襲われるという未曾有の大災害に、被災地を中心として生産・流通が完全にストップするなどまさに日本経済そのものを揺るがす大震災となったのであります。

日本国内そして海外からも被災地に向け支援の輪が広がる一方で旅行・娯楽への自粛傾向が強まり、更に福島第一原発の事故が追い打ちをかける形となり全国各地で観光客が姿を消すという状況となりました。

道内観光においても折からの不況と少なからず震災の影響を受け、当社第33期事業年度も厳しい状況下に置かれ、観光客は以前にも増して宿泊から日帰りへの傾向が強く、宿泊客は対前年比17%減少の4,298人に留まり、初めて5,000人を割り込みました。

一方一般入浴客は6%増の53,146人、日帰り宴会については3%増、弁当・オードブル等の仕出しにつきましては4%減となったものの引き続き高い評価を頂いております。

総売上高としまして対前年比で0.2%の微増となり、営業コストの圧縮にも努めた結果、9期連続で黒字決算とすることができました。

来期はまだ震災の余波が続き厳しい状況が予想されますが、観光客等の動向を的確に見極め、売り上げ向上と意識の強化を図り、健全な経営環境の構築に努めてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、第33期の事業報告といたします。

3ページの会議関係、監査の状況、株式の状況、公社役員の状況、従業員の状況は、記載のとおりでありますので省略させていただきます。

4ページをお開き下さい。

決算状況であります。

貸借対照表。資産の部、流動資産は、現金・預金から商品までで671万4,295円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で463万346円。資産の部の合計は1,134万4,641円であります。

負債の部の流動負債は、買掛金から未払法人税等までで757万9,211円で負債の部合計も同額であります。

純資産の部、株主資本は、資本金に利益剰余金を加えた376万5,430円で、繰越利益剰余金につきましては、前期より若干減少しておりますが累積赤字としてマイナス2,623万4,570円となっております。純資産の部の合計は376万5,430円で、負債・純資産の部合計は1,134万4,641円であります。

次に損益計算書であります。費用の部、売上原価は2,680万5,116円、販売費及び一般管理費は8,200万6,131円、営業外費用は24万円、特別損失、法人税等充当額が39万5,219円で、当期純利益につきましては12万3,249円となっております。

収益に部、売上高は1億708万3,169円、売上総利益は8,027万8,053円ありますが、

営業利益は172万8,078円の赤字となっています。営業外収益は248万6,546円、経常利益は51万8,468円で、収益の部、費用の部の合計は1億956万9,715円であります。

6ページをお開き下さい。

販売費及び一般管理費であります。

旅費から雑費までの合計で8,200万6,131円となっております。

7ページは、利用状況であります。

日帰りの合計で5万3,146人、対前年比で2,933人の増となっています。宿泊の計で4,298人、対前年比で928人の減少となっております。宿泊利用の比率につきましては、管外の道内利用客が約30%となっております。

8ページをお開き下さい。

第34期事業年度営業計画であります。

総括として、東日本大震災の影響から道外を中心に観光客の動向が激減することが予想され非常に厳しい経営を迫られることは必至ですが、少なくとも前半期の宿泊については道内を中心にPRを展開し、日帰り利用が主となる管内近郊のお客様にはポイントサービス、レストランメニューの見直し等によるリピーターの確保が重要であります。そしてこれまで支えて頂きましたお客様の期待に応え更なる経営努力を行ってまいります。『源泉掛け流し温泉』・『ロケーション』を前面に打ち出し積極的な営業に取り組んでまいります。地場産品を活用した特徴的な料理の提供に心がけるとともに、従業員の人的サービス向上によるお客様の満足度を高めて参ります。

また、健全な経営環境を構築するためには、お客様に喜んでいただきながらも、コスト意識を高めることも重要であり、職員一人一人が意識を高め、取り組んでまいります。

マーケティング調査を行いながら、お客様のご要望や時代の変化を敏感に捉え、これまでの常識にとらわれず、ご期待に沿える場所であり続けるために職員一丸となって頑張ることを基本方針とします。

次に、重点事項であります。職員全員が「経営者」と同じ認識に立ち『原点回帰・新たな発想』を基本テーマとし①利用客との積極的な会話を通し、人的サービス、食事、接しやすい良質なおもてなしに努める、②管内屈指の泉質であることを積極的にPRし、リピーターの確保に努める、③納入業者との活発な値段交渉から徹底してコストを下げることによる利益確保に向けた取組み、④社員による館内外の維持管理を含めた整備及び清掃の強化の四点としております。

最後に収支計画であります。収入合計で1億1,040万円を見込みまして、支出の部につきましては、材料仕入費、管理費、営業外費の合計で1億957万3,000円と想定し、第34期収益として827,000円を見込む計画となっております。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 株式会社のことについて、お伺いしたいと思います。

町長が代表取締役ですので、社長にお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 失礼をいたしました。

町長にお伺いをいたします。

今期の33期の決算、損益計算書を見させていただきました。私も始めてこの株式会社の決算を拝見したんですけれども、特にその中で目を引いたことは営業利益が赤字であると、172万赤字であると。しかしながら収益が240万あった。従って経常利益は51万8,000円の黒字になりました。先ほどの報告にもありましたように、9期連続の黒字決算とすることができたという報告受けましたので、実は私前期の損益計算書を見させていただきました。昨年はお聞きいたしますと、一時営業していないということで営業補償という関係でもっていわゆる営業利益が赤字が490万と。雑収益が営業補償もあったおかげで570万入った。従って51万5,000円の経常利益になった。そういうものも含めて32期、33期については黒字になってる。ここで私は会社のあり方として、確かに雑収益も収益の一つかと思うんですが、最初にお聞きしたいんですが、雑収益というのはどういうものが雑収益ということで上がっているのかお答え願いたいんですが。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） ご説明を申し上げたいと思いますが、前段お話がありましたが議員諸氏につきましては十分ご承知と思いますけども、本会場につきましては公社の役員が出席しておりますので、報告を受けたものとしての説明ということでご理解をいただきたいと思います。

前段、細かい数値、内容については担当課長のほうから説明させていただきますけれども、営業利益の観点でありますが大枠で申し上げますと、33期の決算の部分でありますけれども、営業利益議員お尋ねのとおり170万円のマイナスとなっております。

しかしながら営業外収益の中で自販機の手数料、コインランドリー、それから従業員が出ての清掃業務など、本来は営業収益としてみてもおかしくないものが189万9,840円ありまして、実質的な営業利益については見方を変えますれば、プラス17万1,000円ほどに

なっているというような内容というふうに、実績の部分で見ていただければそういう内容とご理解いただければというふうに思っているところであります。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 雑収入の中身についてお答えいたします。

大きなものから申し上げますと釧路湿原を美しくする会からの清掃委託金63万円、町からの委託金これは茅沼駅前トイレの清掃委託ですがこれが22万円、それからテレビを購入いたしました時に家電エコポイントとして金券を取得しましたのでその分を計上している分が21万2,000円、それから今副町長が申しあげました貸タオル、自販機、有漁料、マッサージ機、コインランドリー等々の収入が142万4,340円となっております。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 雑収入らしい内容だというふうに私実は理解したわけで、それが損益計算書の中で大きく位置づけられているということについては、本来の観光会社、株式会社としての営業目的から上がってくるものではないのではないのかなど、実は気がしてならないんです。

自販機にいたしましても、あるいは清掃活動云々にいたしましても、これはお客さまに対するサービスから出てくるようなものであって、本来のホテル、会社の営業で上げてきたものではないような気がしたものですから、32期の決算も実はお借りをして見させていただいた訳です。そこで私はどうしてなのかなあということの総括がどうなっているのかなということも32期の総括の分も読まさせていただきました。残念なことにこの文面が今年度と前期の総括の中身が、ほとんど変わりのない総括の文面になってることに、果たしてこれでもって今後の公社の株式会社が健全な経営をやるだけの力量があるのかなど、まことに失礼ですけども私は疑問に思ったわけです。

いわゆる取締役には、そうそうたる各団体の町の方々がおられるわけで、経営に関してはプロの方々が多いというふうに理解しております。そんな意味では是非、今年度はとおり一辺な総括ではなくて、是非とも34期に向かっては努力のした結果が出るような、数字があつての結果を期待したいと思いますので、ぜひそれについて今年度意を新にした営業としてのホテルの黒字決算を望みたいと思います。以上です。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） ご説明したいと思います。

ただ今議員からお話ありました分、経営陣に伝えたいと思います。なお、これまでも経営努力につきましてはそれぞれ従業員も含めましてお話したところがございますが、経営改善の中期計画につきましてもこれまで3期、4期というところまでできていますが、今年度につきましてはまた根本的に見直しを図るということになってますので、それらも含めましてそれらの意見を申し伝えたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君）　ただいま本多議員の方からも質問が出て本当にそうだなというふうに聞いておったんですが、私の方からは本多議員とちょっと重複のするところもあるのかもわかりませんが、せっかくこうやって貸借対照表なり、こういう決算書を出されたわけですから、私の言うことがご指摘でご報告を持ち帰ってご報告をしていただければと思うわけですが、ひとつは6ページにあります販売経費の一覧なんですけど、非常に昨年よりも総体の数字では努力をされたのだなと、こういうふうには思っておりました。

そこで経費の面で主なもの人件費だとか、水道費だとか、それから備品の関係等々についてどのような目標を立てて応えたのか、この辺をひとつ聞いておきたいと思うんです。

それと二つ目は営業の総利益が出てますけれども170万円赤字なんですけど、この営業の目標はどのように立てて経営されてるのか、これもお聞きしておきたいと思うんです。それと固定資産の関係なんですけど、去年の決算したときの固定資産と今年度の決算で90万円ほど数字が、193万6,000円の償却経費であるのであれば、6ページの償却経費ありますね、これが193万6,000円の償却経費であるのであれば、この経費が90万円ほど合わないのかなと、それはどこからどうなっているのかという事と、もう一つは、流動資産と流動負債の関係なんです。非常に流動比率が非常に悪いですね。なんでこれもってるかといったら、ここに出てないけれども第三セクターへの1,000万円の貸付の分でもってるということになるんです。流動比率の関係は、どういうふうにしてご報告受けているのか、これまずひとつお聞きしておきたいと思います。それから固定資産の比率も、この固定資産というのは、自己資本の以下でなきゃならないんですけども、もう既にいるんなこの憩の家の関係で議会あげて努力してきたつもりでいるんですけども、この固定資産のほうが自己資本を上回るような状態になってきている。これはどういうふうにご報告されているのか、これも聞いておきたいと思うんです。それと欠損金も、このままにしておけばこのままでなんの影響もないへその緒みたいもんで、これずっと引っ張っていくよりしょうがないわけでありまして、これもいずれにしてもいつまでも第三セクターへの貸付が、1,000万円が常時無利子のままで一般会計のほうから議会も認めて応援しているわけですが、こういう欠損金のことも考えると、いつまでも年の途中に一回返してもらってもわからないけれども、長期的な資金になりかねない。一時借りてまた借りる。一年間のなかで返すやつは短期資金なんだけれども、一日でも返して次の日貸付すればまた短期なんだけれども。だけどやっぱり冷静に考えたら返すというか、そういう目途がないのであれば、もう長期資金みたいなもんなんだ。この辺もどう考えられているのか。私は前に立てた改善計画を主眼としてやっているということで、それは昨年まで今年どうなるのかなと、そういう今までの改善計画を目標にしてやってはきているんだが、今年その改善計画というものを頭に入れながらこの経営をやってくれたのかなと。どうかなということも見たんです。そうすると先ほど本多議員が言うように、活動の報告というか計画も考え方もそう変わってはいないし、また中身もそう変わってないと。じゃあこの貸借対照表を見な

がらどんな、去年は戦略・戦術を立てたのかなと、たいした変わってないなというふうに私は読んだんです。その辺も含めてお答えをいただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 多岐にわたっておりますので答弁もれがありましたらご指摘をいただきたいと思います。

経費の目標値という部分であります。その部分では過去には光熱水費ですと7パーセントをきるというような目標値があったと思いますが、今期ご案内のとおり12.8パーセントほどになっています。これにつきましては燃料代の高騰等もありまして厳しい環境化にあることは間違いないことでもあります。

人件費につきましては維持をしながら、また手当てについても12月は50パーセント削減というような努力もしながら、その身の丈にあったと言いますか、歳入にあった形のものを行っているということでもあります。

備品等については、予算化をしてるものをひとつの目安として進めていっているところであります。

累積の欠損についてのお話もあったと思いますが、これにつきましてはご承知のとおり平成13年当時には3,900万円を数える累積の債務があったということはお案内のとおりだというふうに思っています。その後、それぞれ議会からのご指摘もありまして町が責任をもってということで、経営をいろいろ進めてきた結果、今現在に至っているというところでございます。また、1,000万円の貸付金につきましては、一時期は1億を超える一時借入金というかたちで進めてきましたが、今圧縮しながら1,000万円になってきているという状況になっております。この部分では累積の欠損があと1,000万円減少すれば、これらについては使用しなくて済むような経営環境になるのではないのかなという情勢でいま見ているところでございます。その中では、戦略としてどのようにしてきたかということでもありますけれども、ご案内のとおりこれ本町のみならず、釧路管内、道内含めてでありますけれども、観光については非常に厳しい戦いをしているというところであります。その中で先ほどの利用実績を見てましても宿泊についても、これはどちらも減少傾向にあるというところであります。それにつきましては日帰りのお客様に対すること、レストラン部門、仕出し部門そういうものもそれぞれ営業努力を重ねながら歳入のほうに向かっていきたいというふうにそれぞれ努力しています。それと目標値でいきますと、売上原価については目標では27パーセントということで設定をしてあったとこなんですが、今回につきましてはそれぞれの事業者さんとの交渉も含めまして努力した結果、今期25パーセント程度ということで押さえながら、しかも、お客さまの反応については悪い反応は出てきていないという中で、それぞれ努力の結果で進めてきているところであります。

このような積み重ねをしているということ、是非ご理解していただきたいなというふうに思います。また、先ほどご説明しましたが、経営改善の中期計画につきましては1期から4期までそれぞれ継承しながら進めてきたというところでありますけれども、今期に

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

つきましては、それぞれ大もとから見直しをかけるということで確認をされているというふうに伺っておりますので、是非ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 貸借対照表の固定資産の内容についてお答えいたします。

第33期の固定資産は463万346円とここに記載されておりますが、ひとつ前の期第32期の期末残高は561万8,792円でございます。それに第33期で取得した資産が94万8,150円、それから議員からも言われました減価償却費が193万6,596円ですので計算をしますと463万346円となるものでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 副町長の言われた一番はじめの人件費は何パーセントぐらいに目標をおいていたんですか。それと営業利益なんですけどどのくらいこれ憩の家として計画を見ていて、償却前の営業利益というのは何パーセントくらい見てるのか。償却前のね。何ぼくらい目標立っているのかなと、これもちょっと知らせて下さい。それと先ほど言ったのは課長が今言われた去年の固定資産と今年の固定資産の分を引くと、増えたのが94万だっているの。今年増えたっていうこと。これ昨年535万7,367円ですか固定資産。昨年ね。今年度は33期は、463万8,921円と。この間で94万8,150円が増えたということなんですか。固定資産がね。ちょっとその中身教えてもらいたい。それから流動資産と流動負債の関係で、こういう数字を出していたらかなり資金繰り悪いよ。そうでしょ。流動比率すごく悪いよ。これどんなふうにとらえてるの。それから固定資産の自己資本ね、ここでいう自己資本うちなんぼあるの、367万5,000円しかないの、うちの自己資本が、自己資本がこれしかないのに460万投資するんだよ、もの買ってるんだよ。これ資産の部っていうのは借り方というのは投資だよ、投資、ね。資産の部っていうのはこれ調達なんだよ。だから、こういうことやってたらまるっきり町のほうからお金なかったらやっていけないような数字にしか見えてこない。この辺どういうふう考えてるのかな。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 固定資産の考え方でございますが、固定資産は第33期に投資したのが463万という数字ではなくて、あくまでも期末の残高です。先ほどご説明しました第33期に取得した94万8,150円というのが33期に支出をした資産を得るためのお金でございます。94万8,150円の内訳は何かということでございますが、車輛運搬費としてバス2台21万円、これは町からです。工具器具備品48万6,150円これは冷凍庫の入れかえです。

建物附属設備で25万2,000円これは食堂レストランとホールとの間にあります売店のシャッターの取りかえでございます。これ合計をしますと94万8,150円ということになりまして、第32期の期末残高561万8,792円から33期の取得資産94万8,150円、それとこの資産も含めた減価償却費193万6,596円を引きますと463万346円となるものでございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

人件費の予算、目標値であります。昨年の予算の経過と決算で見ますと、賃金と給与と従業員賞与これを見ますと概ね50パーセント程度がその数値で予算化を昨年しているというところであり。先ほど自己資産の部分とのバランスの関係で非常に経営状態が良くなく見えるんじゃないかということでございますが、確かに厳しい経営状態であることには間違いはないというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたが、いつときの3,900万からのマイナス状態から今現状ここまでそれぞれ努力しながらきてるということでございますので、さらにこれについては改善を図っていくような方向で進めるということでご理解いただけたらと思います。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 副町長言ったように3,900万あった時というのは、2億なんぼから負債あったりして大変この残高がこんな何百万っていう残高でない時代、これもずうっと欠損金だけがひもづいてきてる。何年前までにはもう既にこの施設を貸してる観光開発公社にとっくに賃貸料っていうのか委託料っていうのか、委託料が100万か150万入ってきてくれることになってるという計画もあり、そういう中で今日きてるものですから、去年までは今までの計画を目標にしてきているといっていると。ところがそれがどうも数字を見てみるとマンネリ化したような数字が出てくるものですから、改善計画とか目標を立てるような計画もあわせてつくる必要があるのではないのかなと思うものですから、その辺もあわせて議会でこういうことが出たと、改善計画っていうか何年かの売上計画というよりもこういう出資に対する欠損金の一举に後始末はならないけど、仮に100万でも50万でもなっていくような計画を作っていくというようなことも必要でないかと思うんですけど、その辺もあわせて、これ最後の私の質問にしますからいい答えを出してくれれば議長の許しを得てもう一回いきたいです。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） ただいまさまざまご意見を頂戴いたしました。その中で施設につきましては設置当時町の観光振興、それともう一つは雇用の場としてどのように活躍していくかということでできた経過がございます。その中ではさまざま活躍してきたなというふうには、任務を果たしてきたというふうには思っております。ただ、いまご指摘ありましたように、経営の改善については常に前向きに考えていかななくてはならないというところでもありますので、それらについては、意見を伝えたいと思っております。もう一方でこの次期はさらに厳しい経済状況、そして震災の影響等々もありまして大変苦戦が強いられるということも是非ご理解いただきたいというふうに思っておりますので、それらのものも含めまして会社の方には伝えたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第9号は、終了いたしました。

◎延会の宣告

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時18分延会)

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員10番 田中敏文

署名議員11番 熊谷善行

署名議員12番 深見迪

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成23年9月14日（水曜日） 午前10時01分開会

- 第 1 請願第 1 号 ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施を求める請願
(厚生文教委員会報告)
- 第 2 陳情第 2 号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 3 陳情第 3 号 放射性がれきの標茶町への持ち込みを拒否する陳情
(厚生文教委員会報告)
- 第 4 議案第 4 9 号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 5 議案第 5 0 号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 6 議案第 5 1 号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 2 号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 3 号 平成23年度標茶町一般会計補正予算
議案第 5 4 号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第 5 5 号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 9 認定第 1 号 平成22年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2 号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定
について
認定第 3 号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4 号 平成22年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 5 号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 6 号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 7 号 平成22年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8 号 平成22年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 1 0 意見書案第 1 1 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 1 1 意見書案第 1 2 号 泊原子力発電所3号機の運転停止とプルサーマル計画の中
止及び北電による「やらせ」問題の徹底究明を求める意見
書
- 第 1 2 意見書案第 1 3 号 原子力発電からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める
意見書
- 第 1 3 意見書案第 1 4 号 J R 三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意
見書

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

- 第14 意見書案第15号 2012年度「公立高等学校配置計画」および「公立特別支援学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書
- 第15 閉会中継続審査の申し出について（総務経済委員会）
- 第16 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第17 議員派遣について
- 追 加 議案第53号 平成23年度標茶町一般会計補正予算
議案第54号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第55号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
（議案第53号・議案第54号・議案第55号審査特別委員会報告）
- 追 加 意見書案第16号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書
- 追 加 意見書案第17号 放射性がれきを他の都道府県に移動し、焼却処分しないことを求める意見書

○出席議員（14名）

1番 松下哲也君	2番 長尾式宮君
3番 菊地誠道君	4番 本多耕平君
5番 林博君	6番 黒沼俊幸君
7番 後藤勲君	8番 舘田賢治君
9番 鈴木裕美君	10番 田中敏文君
11番 熊谷善行君	12番 深見迪君
13番 川村多美男君	14番 平川昌昭君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	高橋則義君
管理課長	後藤英之君

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	中 居 茂 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時01分開会)

◎請願第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。請願第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長(田中敏文君)(登壇) 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号、ゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級実施を求める請願。

審査の結果、採択すべきものといたしました。

以上であります。

○議長(平川昌昭君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・舘田君。

○8番(舘田賢治君) ただいまの委員長報告に私のほうから質問をさせていただきます。

なぜならば、今回の請願、先般の厚生文教委員会の所管報告はあくまでも所管調査でありますから今後の参考のためというか、そういうことなわけですから、今回請願があがったという事について、請願の審査、どのような審査をしたのかこれを私が思いあたるところをお聞きをしていきたいと。そうしないと今回の審査、これは子供のためにも父兄のためにも、やはりその色が熱く重く感じられるところがないものですから、私なりに委員長に質問させていただきますので結構ありますから書いて下さい。

まずは今回の、もう一度聞きます。学級編成2学年昨年と比べて子供達は、学校生活、活動においてどんなような変化があったのか、こういうことが議論されたのかどうか、まずこれが一つであります。もしされてないんであればされてないと正直に答えて下さい。

それから38人学級は、学校として校長としてどう考えているのか、この辺の調査もされたのかどうか。

それから2学年の保護者、PTAはどのような考え方にたっているのか。そういうものの調査はどうなっているのか。

それから今回、40人学級とか今やってるやつを分けなきゃならないんだといった最大の理由が、この請願審査の中でどのように議論されたのか。

それでこの請願を見ると、ゆきとどいた教育をすすめるため、こうやって書いてあるわけです。私もこの関係で電話ももらいました。父兄からももらいましたし、親からももらいました。親というか先生の親からももらいました。少数できめ細かな指導ができて、落ちこぼれが少なくて高い学力を目指す。そういうことも言われてたようであります。

この目的は最高に良いことだなとこう思いますけれども、では本町のへき地校における学習状況だとか、ここにおけるなんらかの形で学力の向上をしているというへき地教育が正しかったと、こういうふうにして街のたくさんいるとことは違うよ、こういう結果がどう議論されたのか。

私は、この人数が少なければ少ないだけ本当に成果もたらずんだと、本当にそう考えているのであれば、私は何も否定するところはないんです。たとえば釧路市において、大きな学校40人でやっているところがたくさんあります。そういうところを見ると、標茶はこの2学年の課題は具体的に教室が本当に狭いのかどうか。これも建設終わったばかりですよ。その前は我々がここの議会で町長提出として議論させてもらった。いいんでないかと、決めました。それが今になって狭いと。これもどうも私も腑に落ちないわけではありますが、これらもどういう議論されたのか。

38人学級は子供がうるさくて勉強できないのかどうか、この辺も今回の請願調査で話されたのかどうか。

そしてもうひとつは、今の教師、負担が大きくて児童に本当に対応ができないでいるのか、それとも本当にこういう今言っているようなことにしなかったら駄目なのかどうか、この辺の議論もされたのかどうか。

それからもうひとつ、先生の指導がこういうふうにしなかったら、本当に、本当に行き届かないのかどうか。こういうことも本当に議論されたのかどうか。

そしてもうひとつは、町独自で教員を採用してこれで本当に教育の目的が果たされるかということも議論されたのかどうか。

そしてもうひとつ、単独で教員を採用するという方法は、身分はどういうことに考えられるのかというような議論もされたのかどうか。これまで議会も義務教育の関係については、国や道にあげてきました。こういう問題は議会あげて国や道にまずは要請をすることが前提だと私はそう思っているわけですけれども、これはこれでそれぞれの考え方ですから、これはこれでよろしいとは思いますが、そういったもろもろが昨日の請願を受けてたった一時間内外の中で、本当に、野田さんじゃないけど精神誠意の審査が行われたのかどうか、その辺をまずお聞きをしたいと思うわけであります。そうしないと議会が、ここにいる職員の皆さん方に対しても町長方に対しても議会はなんだと、ろくな審査もしないんでないかと。なんか責任が逃れてるんでないのか。いやですよ。そういうことも踏まえて、本当に昨日の一時間の中で、委員長その辺の話があったものはあった、

こういうことがあった、ないものはないと正直に答えていただきたいわけです。以上です。

○議長（平川昌昭君） 厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君） いま館田議員から数件について質問等がございました。なかで抜けてるものがありましたらご指導いただきたいと思えます。

まず第一に学級編成、2学年の活動状況について、この数年か1学年と2学年になってからの活動状況ということでは、委員会が請願について、活動状況は、先ほど議員言われた1時間にわたる協議をした部分で、活動状況については触れなかったものがあります。

それと38人学級についての校長の考え方ですね。これは議員の名前は忘れましたが、も議論があったように感じております。議論あって38人、それに40人の特別支援の部分もあったように私は思います。

それとPTAの調査等を行ったのかと、経過、これはPTAにも状況はかるべきという委員のお話も、それも議論もいたしました。

それと40人の部分ですね。それとへき地校、これも単式から複式、少人数学級の部分の請願があがってきた時点で、今後複式授業にも地域の弊害が、弊害というかそういうものがあがってくるんでないかという議論もしました。

そして釧路校等々では40人学級が多数の教育をやって狭いとは感じないという部分で、この教室の広さの部分については、教科書の部分でもってB5版からA4判なるということで、机の当初のよりも学校の教室の広さと比べて机が大きくなったということで、幾分教室が狭く感じられるんじゃないかという議論もありました。

それと38人、40人ではうるさくて授業に支障があるんじゃないのかという議論もされましたけども、授業を受ける過程の中で子供は環境に慣れるんじゃないかという議論もしました。

それと先生の身分ですか。雇用した場合に身分については議論はなかったと思えます。

教員の負担については、狭さゆえに習字教育等の場で狭いということで、汚れる部分が多いんじゃないかという議論もありました。

だいたいこのような議論を重ねながら、昨日、厚生文教委員会の中で採択の部分全員をもってではなく、全員という部分には至らず、反対される2名もおります。以上であります。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 議会の皆さんこう聞いて、本当にこれが請願調査をこの大事な父兄の方でも動く、学校の先生も動く、議員の方も動く、これだけ幅広く展開されてきて、父兄の方からあがってきた請願が、今委員長報告されても私よくわかりません。私はこの請願については継続審査として、代表者を呼んで、紹介議員も含めてご意見をもっともって聞いて、そして本当に精神誠意やったなという形が生まれるものと思っております。

そこで私の方から、緊急動議を提案したいと思えます。よろしいですか。

会議規則46条に基づいて、この請願審査もう一度委員会で真剣に議論をしていただき

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

たいのであります。そして責任のある請願を道や国に送るからいいというわけではないけど、まして私たちの応援している自治体の町のほうに送るわけです。議会も責任を一人一人が今回の分は、厚生文教だけでなく我々もみんなこの件については議会開会前からいろいろと動いてる話であります。そういうことで再度、審査調査を厚生文教で再検討をしていただきたくお諮りをお願いをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前11時03分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、館田君から、請願審査にあたりさらに慎重な審査を諮るため、閉会中の継続審査とすべきとの動議が出されました。

お諮りいたします。

請願第1号の審査を中断し、ただいまの動議を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいまの動議を議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

ただいまの動議を議題とすることは否決されました。

請願第1号の審査に戻ります。

先ほどの委員長報告に対する質疑を続行いたします。

委員長報告に対しまして、ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本件は、起立により採決いたします。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

本件に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、請願第1号は、採択されました。

◎陳情第2号

○議長(平川昌昭君) 日程第2。陳情第2号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長(林 博君)(登壇) 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第2号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する陳情。

審査の結果、採択すべきものといたしました。

この陳情については、本町の基幹産業の酪農に大きく影響するものであり、また、来年度の予算に係る急を要する案件であります。意見書の提出については総務経済委員会委員の発議といたしたいと思っております。

以上で、審査報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第2号は、採択と決定いたしました。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

◎陳情第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。陳情第3号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第3号。件名、放射性がれきの標茶町への持ち込みを拒否する陳情。

審査の結果、採択すべきものであります。以上です。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

陳情第3号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第3号は、採択と決定いたしました。

◎議案第49号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第49号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度以降の過疎対策事業の起債要望申請に係る「標茶町過疎地域自立促進市町村計画」の一部変更でございます。当該計画につきましては、平成22

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

年度から平成27年度までの計画事業が掲載されておりますが、本年度以降のスクールバス整備事業を追加いたしますことから、計画の一部を変更するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第49号。標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第6項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものであります。

別紙、7、教育の振興、(3)計画（平成22年度～平成27年度）の表中、表につきましては、左から事業名、事業内容、事業主体となっております。

(1)学校教育関連施設。屋内運動場、中茶安別中学校屋体耐震改修事業、町。給食施設、学校給食共同調理場改築事業、町を

(1)学校教育関連施設。屋内運動場、中茶安別中学校屋体耐震改修事業、町。スクールバス・ポート、へき地児童生徒援助事業（スクールバス整備）町。給食施設、学校給食共同調理場改築事業、町に変更するものであります。

以上で、議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は、原案可決されました。

◎議案第50号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第50号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第50号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について平成23度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるといふものでございます。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰95名、善行表彰1団体と3個人、勤続表彰7名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月24日開催の標茶町表彰審査委員会において、審査をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第50号。標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について。

平成23年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるといふものでございます。

次ページへまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者。

最初に、1、功労表彰（ア）教育文化功労。地区名、旭、氏名、松田敦子さん、年齢、70歳、事績、永きにわたり「菊乃流菊智会」師範として日本舞踊の普及活動に尽力され、また標茶音頭の指導を行うなど本町の芸術文化の振興発展に寄与されたものでございます。

続きまして、（イ）在住功労でございます。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げさせていただきます。

常盤、高野壽美さん、75歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与されたものでございます。以下、事績については同一につき、省略をさせていただきます。藁谷茂さん、70歳。川上、伊藤アイさん、74歳、大橋隆蔵さん、73歳、河合敏彦さん、72歳、谷岡ミツさん、89歳、・・良平さん、85歳、戸田祐里さん、73歳。

次ページへまいります。

川上、中村清子さん、70歳、三本俊子さん、70歳、見浪妙子さん、74歳、山澤紀枝子さん、70歳。開運、伊藤ノリ子さん、71歳、加藤孟さん、70歳、廉澤範雄さん、70歳、小場憲夫さん、70歳、小林愛子さん、70歳、田澤貞治さん、70歳、増尾英一さん、70歳、宮形春枝さん、70歳、山澤嘉禮さん、70歳。

次ページへまいります。

旭、小野寺實さん、73歳、川和美代さん、86歳、小林哲子さん、71歳、武山光子さん、70歳、富樫好明さん、70歳、畑中秀夫さん、70歳、松田トシ子さん、70歳。富士、佐・正晴さん、70歳。桜、相・直子さん、70歳、伊原哲さん、83歳、伊原幸子さん、78歳、大碓和子さん、70歳、大島駒代さん、73歳。

次ページへまいります。

桜、小川博義さん、70歳、郷野長男さん、70歳、只野春雄さん、70歳、成田祥子さん、70歳、平田新一さん、70歳、三浦達さん、75歳、村山節男さん、70歳。平和、石丸貞子さん、72歳、柿本磯六さん、70歳、中川安さん、73歳、村山光宏さん、70歳、山崎梅子さん、70歳。麻生、阿部トシエさん、70歳。

次ページへまいります。

麻生、氏家幸子さん、73歳、及川トシ子さん、70歳、川野紀男さん、70歳、小場キイ子さん、83歳、佐々木チヨさん、74歳、田尾良雄さん、70歳、多田勉さん、70歳、元木邦夫さん、70歳。栄、東海林利次さん、70歳、千葉スイさん、74歳、山澤登美恵さん、72歳。厚生、丹野義昭さん、70歳。多和、金森岩子さん、72歳。

次ページへまいります。

多和、鈴木エツさん、75歳。上多和、和田マサさん、73歳。オソベツ、菊地譲さん、70歳、熊谷・美子さん、78歳、高橋トキ子さん、70歳。磯分内、岩谷アヤ子さん、70歳、小原和子さん、71歳、海保金一郎さん、70歳、粥川隆さん、81歳、佐藤政子さん、88歳、鈴木かね子さん、75歳、高橋トメ子さん、74歳、森勇さん、70歳。

次ページにまいります。

磯分内、森ユキさん、79歳、森田法子さん、75歳、山崎愛子さん、84歳、力武勝行さん、70歳。塘路、石井泰子さん、72歳。久著呂、伊藤ミツ子さん、73歳、村上好明さん、70歳。虹別、阿部トミ子さん、70歳、加藤タカ子さん、70歳、金澤清さん、70歳、宍戸淑子さん、73歳、高澤素由さん、88歳、高澤カツさん、81歳。

次ページへまいります。

虹別、廣木秀子さん、76歳。茶安別、小林美奈子さん、70歳、只野育子さん、70歳、鼻和鋭子さん、71歳、村上和夫さん、70歳。阿歴内、秋葉良子さん、74歳、佐藤昭子さん、70歳。やすらぎ園、大泉美代乃さん、70歳、豊田武さん、91歳。

次ページへまいります。

続きましては、2として善行表彰であります。標茶町ミニバレーボール協会、同協会主管の大会にて、意識不明の心肺停止状態となった参加者に対し、互いに協力し合いAEDを用いた心肺蘇生法を行い、人命救助をされたものでございます。茅沼、大道貞夫さん、76歳、多年にわたり茅沼総合農園へ保育園児を招待し、苺狩り、とうきび狩りを行い、収穫物の提供を続けてこられたものでございます。麻生、高野圭逸さん、75歳、多年にわたり自宅のビニールハウスへ保育園児・幼稚園児を招待し、ぶどう狩りを行い、収穫物の提供を続けてこられたものでございます。札幌市、倉島寿美代さん、84歳、町の福祉のため多額の寄附をされたものでございます。

続きまして、3として勤続表彰でございます。磯分内、森雅俊さん、49歳、消防団員として20年以上在職されたものです。小澤浩一さん、46歳、消防団員として20年以上在職されたものでございます。常盤、森美代子さん、79歳、女性団体連絡協議会役員として20年以上在職されたものでございます。虹別、石崎恭司さん、56歳、交通安全指導員として20年以上在職されたものでございます。旭、竹田友行さん、61歳、商工会役員として20年以上在職されたものでございます。

次ページへまいります。

磯分内、赤坂秀雄さん、83歳、納税貯蓄組合役員として20年以上在職されたものです。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

桜、堀寛一さん、80歳、納税貯蓄組合役員として20年以上在職されたものでございます。

以上、1団体と106名の方々を表彰しようとするものでございます。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は、原案可決されました。

◎議案第51号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第51号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容説明をいたします。

このたびの町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成23年6月30日付で現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、平成23年度分課税の事務処理上、町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことからご提案申し上げるものであります。

改正内容につきましては、寄附金税額控除の拡充、申告書不提出に対する処罰規定の整備、肉用牛売却による事業所得に対する課税特例並びに上場株式等の配当、譲渡所得等に対する軽減税率の特例期限の延長、非課税口座内上場株式等の配当、譲渡所得等に対する非課税特例の施行期日の延長などであります。

議案第51号。標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別添の資料と合わせてご説明申し上げます。

議案第51号の資料の1ページをお開き願います。

はじめに第1条による改正です。

区分、町民税。改正項目1、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料。関係条項、第26条。改正内容、過料を3万円から10万円に改める。又、条文中の字句の修正をするものであります。なお、この後の改正項目で過料の改正が出てまいります。金額につきましては全て同じとなりますので、以降、金額の説明を省略いたします。施行・適用、施行は公布の日から起算して2月を経過した日、適用は条例施行前にした行為並びに旧条例の規定に係る行為に対する罰則の適用は、なお従前の例によるというものです。

次に、2、寄附金税額控除額。関係条項、第33条の7。寄附金税制の拡充、個人町民税の寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ、また、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町が条例で定めるものを追加するものです。施行は公布の日から、適用は平成23年1月1日以後に支出する寄附金・金銭に適用するものです。

3、町民税の申告。第35条の2。条文中の引用する条項の規定整理、条文中の字句の修正、さらに項の追加で第6項寄附金税額控除の申告について規定したもの、さらに6項の追加より項の移動も行われております。施行は平成24年1月1日から、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分までは、従前の例によるというものです。

次に4、所得税に係る更正又は決定事項の申告義務。第35条の3。条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。施行・適用は公布の日からとなります。

次に改正項目第5番、町民税に係る不申告に関する過料。第35条の4。過料の改正と条文の字句の修正、又、条文中の引用する条項の規定整理を行うもので、施行につきましては、1の改正が公布の日から起算して2月を経過した日、2が公布の日から、3が平成24年1月1日からとなります。適用は条例施行前にした行為並びに旧条例の規定に係る行為に対する罰則の適用は、なお従前の例によるものです。

次に6番、退職所得申告書の不提出に関する過料。第52条の10。過料の改正と条文中の字句の修正であります。施行は公布の日から起算して2月を経過した日、適用は条例施行前にした行為並びに旧条例の規定に係る行為に対する罰則の適用は、なお従前の例による。

次に、区分、固定資産税。7、固定資産税の課税標準。第60条。条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。施行は公布の日から、適用は平成23年度以後の年度分から適用し、平成22年度分までは、従前の例によるというものであります。

次に8番9番は同じ内容でありますので一括でご説明いたします。

8番、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料。第64条。

次ページです。

9番、固定資産に係る不申告に関する過料。第74条。ともに過料の改正と条文中の字句の修正であります。施行は公布の日から起算して2月を経過した日、適用は条例施行前にした行為並びに旧条例の規定に係る行為に対する罰則の適用は、なお従前の例による。

なお、この後の施行・適用は、項目17番までは同じとなりますので、説明を省略いたします。

次に、区分、軽自動車税。10、軽自動車税に係る不申告等に関する過料。第87条。過料の改正と条文中の字句の修正であります。

次に、区分、町たばこ税。11番たばこ税に係る不申告に関する過料。条の追加であります。たばこ税に係る不申告に関する過料の規定を設けるものです。

区分、鉱産税。12、鉱産税に係る不申告に関する過料。第104条の2。条の追加で、鉱産税に係る不申告に関する過料の規定を設けるものです。

13番、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料。第106条。過料の改正と条文中の字句の修正であります。

区分、特別土地保有税。改正項目、14番、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料。第132条。過料の改正と条文中の字句の修正であります。

15番、特別土地保有税に係る不申告に関する過料。第138条の2。条の追加でありまして、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定を設けるものです。

16番、特別土地保有税の減免。第138条の3。前項目の条の追加により、条の移動が行われたものであります。

次に、区分、入湯税。17番、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪。第148条。罰金を3万円から10万円に改め、また、条文中の字句の修正を行うものであります。

次に、区分、町民税。18番、寄附金税額控除における特例控除額の特例。条例附則第7条の4。条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。施行・適用は公布の日からとなります。

次に、改正項目、19番、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。条例附則第8条であります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、免税対象牛の売却頭数の上限を年間1,500頭に引き下げた上で、その適用年限を3年延長するものです。施行は平成25年1月1日、適用は平成25年度以後の年度分から適用し、平成24年度分までは、従前の例による。

区分、固定資産税。20、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。条例附則第10条の2。高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する、対象を高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅をサービス付高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上で、新築期限を平成25年3月31日まで2年間延長するというものであります。施行は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法

律の施行の日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し施行の日前の賃家住宅は、なお従前の例による。

次に、21番から27番まで同内容でありますので、一括でご説明いたします。

区分は、町民税。21、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例。条例附則第16条の3。22、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例。条例附則第16条の4。23、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。条例附則第17条の2。24、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。条例附則第17条の5。25、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。条例附則第17条の6。26、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例。条例附則第17条の8。27、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。条例附則第17条の10でありまして、全て条文中の引用する条項の規定整理であります。施行・適用は公布の日からとなります。

次に、28、別表第1。第33条の7。条分中の引用する条項の規定整理。施行・適用は公布の日からとなります。

29、別表第2。第33条の7。別表の追加で、条文の追加による別表の整備であります。施行・適用は公布の日からとなります。

次に、議案の34ページをお開き願います。

中段の第2条であります。

(標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例（平成20年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

資料の7ページへお戻り下さい。

区分は附則です。改正項目、30、町民税に関する経過措置。第2条。条文中の引用する条項の規定整理と上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年延長し、平成24年1月1日から平成25年12月31日とするものであります。施行・適用は公布の日となります。

議案の35ページをお開き願います。

35ページ、3行目の第3条の箇所であります。

第3条 標茶町税条例の一部を改正する条例（平成22年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

資料の7ページへお戻り下さい。

第3条による改正です。附則でありますので、一括でご説明申し上げます。

31、施行期日等、第1条と32、町民税に関する経過措置、第2条であります。条例附則第17条の6の3の改正規定。非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行期日について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とする。また、第2条については、施行期日延長に伴い平成27年度以後の町民税に適用するという

ものであります。施行・適用は公布の日からとなります。

最後に議案35ページをお開きください。

中段の附則の部分であります。

附則につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） かなり多岐にわたっているのですが、二点についてのみ質問したいと思います。もともと地方税法等の一部を改正する法律が決まって、それに基づいてこういうふうに行われたものであるというふうなことなんですけれども、いくつか疑問に思っていることで町のほうで掌握していることについて、ご説明願いたいというふうに思います。

一つは、罰則規定が3万から10万に一気に上がってるわけです。滞納整理機構なんかも活躍してる中で、なんでこんなにこう上げなきゃなんないのか、標茶に当てはめてみて、この3万から10万というのは税収について良いことなのかどうなのかというこの一点を聞きたいと思います。

もう一点は上場株式の問題なんですけど、全国的に見てこれを2年間また20パーセントを10パーセントに下げて延長することによって、一年間にどのくらいの税収減が全国的に生じるのか、この二点について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） はじめに過料のお尋ねでございますが、今回の部分につきましてはもともと規定の部分で町民税、固定資産税等の申告の部分についての3万円という規定がありました。それから新設でたばこ税、鉱産税、保有税の申告等について、不申告者に対して10万以下の過料を過するという地方税法の改正を受けて、町税条例も改正するものであります。取り扱いにつきましては、町長の判断により条例ですで行うことになります。特別にご本人にとって問題があるというような形で、他の納税者と比べて届出の中で義務違反あるということであれば過料を課するということにはなりますが、過去の部分におきましても調べた限りでは過料を課した実績はありませんし、地方税法の改正に基づいて条例改正も行いますので、規定は規定として設けなければならないと考えておりますし、適応については、慎重に適正に行いたいというふうに考えております。

それから上場株式の部分につきましては、通常は分離課税ということで所得税かかる分については国が源泉徴収しておりますし、地方税の分につきましては、道と町村の部分が北海道において特別徴収という形で捉えております。北海道から交付金という形で、町の方に町民税相当額が交付される形になってます。それで22年度の実績では、町の部分では29万円という実績があります。軽減された後の税額でありますから、もともとに戻して

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

もそんなに金額的には大きな数字にはならないのかなというふうに認識しております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 国のほうはわかりませんか、国全体として。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） ただいま資料をもっておりませんので、数字的に捉えておりません。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私ね、これは上場株式で株取引で大もうけした人たちの税金をまけるということですから、さっき標茶が22万程度というふうになって、標茶はそんなものかなと。それでも税込減ですよ。私の調べた資料では国全体でいえば7,000億、税込減だっているというふうに認識してるんですが、今この東北を抱えて大変な時期にこういうことを行うのはどうなのかなあっている気が非常にするんですけども、そういう事について、庁舎内でこのことについて、決まった法律に基づいて条例を作るということは理解できるんですけども、そういうことについてのいろんなやり取りとか、議論とかはなかったんですか。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 上場株式の軽減税率の部分につきましては、地方交付税制度の中ではその分もおこみされておりますので、町全体の歳入については影響ないものというふうに判断しております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 5ページですが、町民税の中の肉牛の免税措置であります。この頭数が500頭縮小されるという理由の説明と、本町の納税者に影響あるか、ないかについて二点お尋ねします。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 本町の影響ではありますが、個人の町民税でありますので1,500頭という数字は実際あり得ないというふうに判断しております。免税の所得については162件で、22年度の実績であります。所得で1億7,400万ほどであります。町民税に割戻しますと、1,040万ほどの税収入になると判断しております。それから500頭の引き下げというのは、もともと肉用牛の免税につきましては適用期限をきった中で延長、延長とかけてきておりますし、前回の改正でたしか2,000頭という数字が出てまいりました。今回もある程度縮減した中で、適用期限は3年間延長するというふうな改正になっていると思われま。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案可決されました。

◎議案第52号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議案第52号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第52号の提案趣旨並び内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の全部を改正するもので、本条例の根拠法であります災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があることに併せ、災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付についての支給条件や貸付条件等について根拠法令の規定を準用することや、法制執務上の整理をすることから全部を改正するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第52号。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

はじめに議案説明資料に基づき、前条例との主な改正点を説明いたします。

議案説明資料の8ページをお開き願います。

前条例との主な改正点は、前条例では第1章の総則から第4章の災害援護資金の貸付けまでの章立てとなっておりましたが、条文が17条となったことから、章立てを廃止しております。

第3条から第8条までの災害弔慰金の支給に関しては、支給対象災害及び支給対象遺族を法律及び政令の規定に基づくものといたしました。

特に今回の法律改正で生計を一にする兄弟姉妹が、災害弔慰金の支給対象となったということが大きな改正でございます。

第9条から第11条までの災害障害見舞金の支給に関しては、法制執務上の文言の整理等を行っております。

第12条から第16条までの災害援護資金については、貸付対象災害、所得、償還の免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法律及び政令の規定に基づくものとし、貸付限度額については法制執務上の文言の整理を行っているということでございます。

議案のほうにお戻り願います。

40ページをお開き願います。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年標茶町条例第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の定めるところにより、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 町民 災害により被害を受けた当時現に本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が政令第1条に規定する災害（第5条から第10条まで「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順序は、次に掲げる順序とする。

（1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄

弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)イ、子、ウ、父母、エ、孫、オ、祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 政令第2条に該当する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかった場合、その他町長が不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めるこ

とができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において、第7条第1号中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、同条第2号中「政令第2条」とあるのは「政令第2条の3において準用する政令第2条」と読み替えるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、政令第3条に掲げる災害（次条において「災害」という。）により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の貸付限度額は、次のとおりとする。この場合、住居の損害に関する限度額については、家財の被害の有無を問わないものとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がない場合（ウ又はエに該当する場合を除く。） 150万円

イ 家財の損害がある場合（ウ又はエに該当する場合を除く。） 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害がある場合（イ、ウ又はエに該当する場合を除く。） 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エに該当する場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、

その住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別の事情がある場合におけるこれらの規定の適用については、第1号のうち「270万円」とあるのは「350万円」と、前号のイ中「170万円」とあるのは「250万円」と、前号のうち「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 前項第2号エ中「滅失」とは全壊、全焼、流失の全てを含む。

3 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、次の各号に掲げる場合で町長が特に認めた場合の据置期間は5年とする。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けたときの前1年以内に前条の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合

(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条に規定する障害者となった場合

(3) 生活保護を受けている世帯又は町民税非課税世帯が被災した場合

(4) 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率は延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還及び違約金並びに償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第12条までの規定によるものとする。

4 町長は、前項の規定による一時償還の処分をするときは、当該貸付けを受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(申請等)

第16条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関係書類を添えて、町長に申請をしなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を受理した場合、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時15分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号の本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 災害援護資金の利率についてお伺いします。

据置期間中はゼロということですが、据置期間終わった場合に3パーセントということで書かれてございますけれども、今の市場の普通預金からみると300倍程度の利率になります。これの決定の根拠を教えてください。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ご提案申し上げました第14条の利率の3パーセントでございますが、これにつきましては災害弔慰金の支給等の関する法律の第10条第4項で年3パーセントということで規定されておりますので、今回条例にも同じく年3パーセントということで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 多分法律のほうからきてるんだとお聞きしたんですけれども、これについて町としてはもう少し利率を低減するという考えはないのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） この利率につきましては今まで本町で釧路沖、東方沖の時もそうでしたけども、いわゆる生活再建、それから産業の復興等含めて災害時にはいろいろな資金を借りる方がおります。そういう中では、その災害の種類、被害の程度等々によって、その資金に対する利率の軽減を図ってきたという実績があります。そういう意味ではこの条例を適用する場合、その災害の種類、町民が受けた被害等々含めて別立てとしてそういう措置をとってきたということもありますし、とるべきではないかというふうに担当の方としては考えているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は、原案可決されました。

◎議案第53号ないし議案第55号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第53号、議案第54号、議案第55号を一括議題といたします。

議題3案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度標茶町一般会計補正予算第3号でございまして、地域経済活性化対策、保健予防対策、安全安心対策、教育環境の向上などに資するため、歳入歳出それぞれ1億3,093万7,000円を追加し、総額を105億4,362万6,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、インフルエンザワクチン接種補助として43万5,000円、火葬場備品の購入で500万円、チャレンジショップ支援事業補助金として1,150万円、道路補修工事で3,650万円、防雪柵設置で700万円、スクールバス購入で360万円、スポーツ振興助成金として153万3,000円などを計上いたしました。

一部事務組合の負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で357万6,000円のもの減額を行ったところであります。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額及び前年度の繰越金などを充当し収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第3号）。

平成23年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,093万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,362万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正は、ただいままでの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

5ページをお開き下さい。

第2表 継続費補正であります。

10款、教育費、2項、小学校費、事業名、標茶小学校校舎防音事業で補正前の総額12億2,020万5,000円に300万円を追加し、補正後の総額を12億2,320万5,000円とするものであります。

17ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

10款、教育費、2項、小学校費、事業名、標茶小学校校舎防音事業で補正後の計で申し上げますが、全体計画の年割額12億2,320万5,000円、左の財源内訳で国道支出金7億7,820万7,000円、地方債3億7,040万円、一般財源7,459万8,000円であります。

前々年度末までの支出額1億1,312万6,000円、前年度末までの支出見込額8億5,120万円、当該年度支出予定額2億5,887万9,000円で、当該年度末までの支出予定額12億2,320万5,000円となり、継続費の総額に対する進捗率は100パーセントであります。

6ページにお戻り下さい。

第3表 地方債補正であります。

起債の目的、1過疎対策事業の補正前の限度額1億2,500万円に、スクールバス購入費200万円、医師確保対策3,200万円、計3,400万円を追加し、限度額を1億5,900万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。以下につきましても同じでありますので、省略させていただきます。

5臨時財政対策債、補正前の3億3,430万円から1,476万7,000円を減額し、限度額を3億1,953万3,000円とするものであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額8億2,950万円に1,923万3,000円を追加し限度額を8億4,873万3,000円とするものであります。

18ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債額見込額は、補正前の額8億2,950万円に、補正額1,923万3,000円を追加し、補正後の額を8億4,873万

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

3,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額105億8,789万4,000円に補正額1,923万3,000円を追加し、106億712万7,000円となるものであります。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第54号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、平成22年度保険給付に係わる出産育児一時金補助金の精算返還と高齢者医療制度円滑運営事業補助金の精算返還で、その財源を平成22年度繰越金で充当するものであります。

なお、本案につきましては、9月7日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づきまして、ご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,406万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

8 ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開き願います。

2 ページ、3 ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第55号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、平成22年度保険給付費負担金の精算及び地域支援事業交付金の精算に伴う返還で、その財源を平成22年度繰越金で充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,531万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による、というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願います。

2ページと3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第55号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案3案は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第53号・議案第54号・議案第55号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案3案は、議長を除く13名で構成する「議案第53号・議案第54号・議案第55号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 4時17分

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号・認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、直ちに、議長・監査委員を除く12名で構成する「平成22年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く12名で構成する「平成22年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

◎意見書案第11号

○議長(平川昌昭君) 日程第10。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第11号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第12号

○議長(平川昌昭君) 日程第11。意見書案第12号を議題といたします。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案第12号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第12号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、意見書案第12号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第13号

○議長(平川昌昭君) 日程第12。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

よって、意見書案第13号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案第13号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第14号

○議長(平川昌昭君) 日程第13。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第14号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第14号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案第14号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、意見書案第14号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第15号の撤回

○議長(平川昌昭君) 9月13日鈴木君ほか6人から提出された意見書案第15号について、撤回したいとの申し出があります。

このことについて、申し出のとおり、意見書案第15号の撤回を許可いたします。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第15。閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会・委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務経済委員会・委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会・委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第16。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(平川昌昭君) 日程第17。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、平成23年11月25日、白糠町で開催されます。この研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第118条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) ただいま、議案第53号・議案第54号・議案第55号審査特別委員会・委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号・議案第54号・議案第55号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第53号・議案第54号・議案第55号

○議長(平川昌昭君) 議案第53号・議案第54号・議案第55号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第53号・議案第54号・議案第55号審査特別委員会・委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号・議案第54号・議案第55号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま、林君ほか6名から意見書案第16号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第16号

○議長(平川昌昭君) 意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第16号については、会議規則37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

議題となりました意見書案第16号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案第16号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま、田中君ほか5名から意見書案第17号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第17号

○議長(平川昌昭君) 意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第17号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

議題となりました意見書案第17号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案第17号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成23年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 4時34分閉会)

平成23年標茶町議会第3回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 10番 田 中 敏 文

署名議員 11番 熊 谷 善 行

署名議員 12番 深 見 迪